



# 港区緑化計画書の手引き

# 目 次

1	緑化指導の対象と相談窓口	1
1-1	緑化指導の対象	1
1-2	緑化指導の相談窓口	1
2	用語について	2
3	緑化計画書の手続きの流れ	3
4	緑化計画書の提出手続きと作成要領	5
4-1	緑化計画書の提出	5
4-2	緑化計画書の作成要領	5
5	緑化計画変更の手続き	6
5-1	緑化計画の変更協議	6
5-2	変更計画書の提出	6
6	緑化完了届の提出手続きと作成要領	6
6-1	緑化完了届の提出	6
6-2	緑化完了届の作成要領	6
7	緑化の基準	7
7-1	緑化計画の優先順位、留意点	7
7-2	基準接道部緑化延長	8
7-3	基準緑化面積	9
7-4	道路、公園等の緑化基準	10
8	接道部緑化の長さの算定	10
8-1	接道部長さ	10
8-2	接道部緑化延長	10
8-3	緑化延長	11
9	緑化面積の算定	11
9-1	緑化面積の算定	11
9-2	緑化面積に算定できないもの	11
9-3	植栽本数の基準	12
9-4	植栽帯の有効幅の標準	12
10	生物多様性緑化計画の立案	12
10-1	生物多様性緑化計画の立案方法	12
10-2	生物多様性緑化チェックリストの記入について	13
10-3	外来種の取り扱い	23
11	伐採届	24
11-1	伐採届の対象	24
11-2	手続きの流れ	24
11-3	伐採届の提出	24
11-4	伐採届の作成要領	24
11-5	代替植栽について	24
	参 考	25



# 1 緑化指導の対象と相談窓口

## 1-1 緑化指導の対象

港区では、安全で快適な生活環境を確保し、生きものにやさしいみどり豊かな街づくりに取り組んでいます。そこで敷地面積250㎡以上の建築計画があるときには、緑化計画書をあらかじめ区に提出していただくことが「港区みどりを守る条例」に定められています。設計、建築業者の方は、建築主の方と十分相談のうえ、区の基準以上の緑化を図り、より良い環境づくりにご協力ください。

敷地面積	緑化指導	根拠条例・規則
250㎡未満	緑化計画書を提出する必要はありません。 出来る限り区の緑化基準に準じて緑化してください。	「港区みどりを守る条例」 第1・2・3・4・5条 第16・17・18条
250㎡以上	港区の緑化の協議、計画書の提出が必要になります。	「港区みどりを守る条例」 第1・2・3・4・5・16・17・18条、「同条例施行規則」

注1 増改築の場合でも、敷地全体が250㎡以上ある場合は提出が必要になります。

注2 東京都へは、緑化計画書を提出する必要はありません。平成15年12月に「東京における自然の保護と回復に関する条例」第57条（緑化の義務に関する区市町村条例との関係）の条項が適用され、手続きが一元化されました。このため、緑化計画書は、港区のみの提出となります。

## 1-2 緑化指導の相談窓口

具体的な事前協議および提出日は、電話で予約をお願いします。

港区 環境リサイクル支援部 環境課 緑化推進担当

港区芝公園1-5-25（港区役所 8階） TEL 03-3578-2111（内線2330、2331） FAX 03-3578-2489



## 2 用語について

この手引きで使用する用語の意味は、次のとおりです。

緑化	土壌、その他の植栽基盤に樹木、地被植物、つる性植物、草花等の植物を植栽し、育成すること。
緑地	樹木や地被植物などの枝葉で覆われている土地、樹木等と一体的に作られた池や花壇、草花の植生された土地
緑化面積	樹木等で覆われた植栽基盤の面積と単独で植栽された樹木および既存樹木の樹冠で覆われた土地の面積
植栽基盤	植物の植栽および育成に必要な土地の部分
樹冠投影面積	樹冠(樹木の枝葉の広がり)を地表に真上から投影した面積
幹周	地上1.2mの高さにおける幹の周長。株立ちの場合は、おのおのの周長の総和の70%を周長とする。
枝張り	樹木の枝葉が四方に伸びた平均の枝幅
樹木	下記の「高木」、「中木」、「低木」、木本植物
高木	植栽時の高さが3m以上
中木	植栽時の高さが1.5m以上3m未満の樹木
低木	植栽時の高さが0.3m以上1.5m未満の樹木(タケは低木に含みます。)
地被植物	芝、リュウノヒゲ、ヘデラ類、ササ類、シダ植物等の地表を覆う植物
つる性植物	ツタ類、カズラ類等の木性のツル植物
セダム	ベンケイソウ科の多肉植物
接道部	敷地のうち道路(公道、私道の別を問わない)に接する部分
接道部緑化率	接道部の長さのうち、緑化されている接道部の長さ(壁面、ベランダを緑化した場合を含む)の全体が閉める割合(率)
屋上	建築物の屋根部分で、人の出入りおよび利用可能な部分をいい、ルーフバルコニー等も屋上に含まれる。 屋上部分で、人の出入り可能とは、次の条件を満たすものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>エレベーター、階段(ステップ型)、平面フロアにより、人が行き来できること。 【対象外】はしごや移動式の階段(タラップ等)などで上り下りする屋根</li> <li>手すり柵などで囲まれ安全であること。</li> </ul>
壁面	建築物の外壁部分で地上からほぼ垂直に設置された側面
ベランダ	建築物の側面で外部の突出又は外部と一体となった構造をもち、室内や廊下等から人の出入りが出来る部分
生物多様性	あらゆる生きものが、相互に関わりあいながら生きていること。 地球規模の生物多様性の保全と利用について約束した国際条約である生物多様性では、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性があるとされています。
エコロジカルネットワーク	個々の生物の生息地が、生物の移動が可能であるようにつながれた状態にあること。野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然のふれあいの場の提供などの機能が発揮されることが期待される。
外来種	国内由来か国外由来かを問わず、人為によって意図的・非意図的に本来の生息地・生育地の外から持ち込まれた生物
在来種	その地域の環境や地形に対応した、もともと生育している植物のこと。

# 3 緑化計画書の手続きの流れ

## ① 緑化計画の策定

- 敷地面積250㎡以上の建築計画がある場合、緑化計画書の提出が必要になります。

## ② 事前相談・事前協議

### 要予約

- 必要書類は①案内図、②敷地現況図面・写真、③建築計画概要書、建築計画図（平面・断面図）です。
- 既存樹木がある場合は整地する前にご相談ください。
- 表土の利用や生きものの生育生息環境がある場合はご相談ください。
- 総合設計制度の適用を受ける施設は、許可申請前のできるだけ早い時期に、事前協議を終了させてください。
- 環境影響評価条例および特定街区・再開発地区等の適用を受ける施設は、計画の素案を立てる段階で早めに事前協議にお越しく下さい。
- 風致地区内での建築計画の際には、「港区みどりを守る条例」のほかに「東京都風致地区条例」による許可の審査基準としての緑化基準が適用されます。両基準とも満たすように計画を立ててください。
- 「港区景観条例」に基づく事前協議の対象となる計画は、開発指導課と景観形成に関する事前協議をしてください。

## ③ 緑化計画書の提出

### 要予約

- 事前協議を終えた緑化計画書を正・副各1部提出してください。
- 詳しくは、後述の「4 緑化計画書の提出手続きと作成要領」(5ページ)を参考にしてください。

## ④ 適合審査

概ね7~10日

- 緑化計画書受付時に、計画内容と記載事項等のチェックを行います。
- その後、規則で定める緑化基準等に適合した緑化計画であるか最終的な適合審査を行います。

## ⑤ 緑化計画書副本の交付

- 緑化計画書認定通知として、緑化計画書副本をお返しします。

## 建築確認申請

- 申請は緑化計画書副本受領後に行ってください。

## 緑化計画の変更がある場合

### ③ 緑化変更計画書の提出

- 認定を受けた緑化計画の内容を変更する時は、速やかに変更協議を行い、緑化変更計画書を正・副各1部提出してください。詳しくは、後述の「5 緑化計画変更の手続き」(6ページ)を参考にしてください。

### ④ 適合審査

概ね7~10日

### ⑤ 緑化変更計画書副本の交付

- 緑化変更計画書認定通知として、緑化変更計画書副本をお返しします。

### ⑥ 緑化工事着手

### ⑦ 緑化工事完了

### ⑧ 緑化完了届の提出

緑化工事完了後直ちに

- 緑化計画の認定を受けた施設の緑化工事が完了した時は、速やかに「緑化完了届」正・副各1部提出してください。詳しくは、後述の「6 緑化完了届の提出手続きと作成要領」(6ページ)を参考にしてください。

- 完了届受付時に、記載事項等のチェックを行い、完了確認の日時を決定します。

### ⑨ 完了確認

概ね5日以内

- 計画書どおりに緑化が実施されたか、提出された書類の審査および現地確認を行います。

### ⑩ 緑化完了副本の交付

- 緑化確認書を交付し、緑化完了届副本をお返しします。
- 緑化の完了確認は、建築確認の完了とは別扱いであり、個別に行います。

### ⑪ 緑化計画の完了

- 緑化完了届副本および緑化確認書は、建築物件に関する緑化計画を証明するものなので、大切に保管してください。

### 維持管理・観察

- 生物多様性に配慮した緑化には、生きものがいるかどうか、定期的に観察するようにしてください。
- セダム、コケ類による薄層緑化を行った場合は、緑化工事完了1年後に、[緑地等管理状況報告書](#)<sup>※1</sup>を区に提出してください。

※1 港区ホームページ「緑化計画書」からダウンロードできます。

# 4 緑化計画書の提出手続きと作成要領

## 4-1 緑化計画書の提出

緑化計画書は、建築確認申請の概ね7～10日前までに協議の済んだ緑化計画書を正・副各1部提出してください。緑化計画書の受付時に、計画内容及び記載事項等のチェックを行います。

## 4-2 緑化計画書の作成要領

緑化計画書(9号様式)に必要な事項を記入し、下記の書類を添付してください。書類はA4サイズに折り、左端をホチキスまたは紐などで1冊に綴じてください。ファイル綴じる必要はありません。

図書名	作成・記載方法
緑化計画書(第9号様式) <sup>*1</sup>	26ページを参照してください。正・副ともに建築主の押印又は署名が必要です。(令和3年4月から)
案内図	当該地の位置を表示し、所在地を地名地番で記入してください。
緑化計画求積図 計算根拠	<p>緑地の位置を図示し、敷地面積、建築面積、延べ床面積、基準緑化面積(計算式含む)、計画緑化面積、接道部延長、基準接道部緑化延長(計算式含む)、計画接道部緑化延長の算出根拠を記入してください(別紙可)。数値は小数第2位で記入してください(小数第3位を四捨五入)。</p> <p>面積の算定方法は、三斜求積を基本とします。ただし、複雑な形状等の場合には、CADによる座標求積も認めます。</p> <p>緑地は緑色、隣接境界線は赤色、道路境界線は青色で着色し、計画接道部緑化延長は緑、計画建築物は黄色で囲ってください。</p>
緑化計画平面図	緑地の区域、植栽、残存する樹木等の種類、本数を記入し、新植・移植・残存の違いを明示してください。緑地は緑色、隣接境界線は赤色、道路境界線は青色に着色してください。
緑化計画断面図	緑地の幅、土留めの高さ、地盤の高さ(人工地盤は土盛厚等)を記入してください。また、屋上、ベランダ、壁面等を緑化する場合は、客土厚のわかる断面図を必ず添付してください。壁面緑化の場合は、壁面または補助資材の構造及び高さを示してください。
植栽樹木一覧表	樹木は高・中・低木、地被類に分類し、既存樹を含め、樹木の種類、形状寸法、本数を記入し、新植・移植・残存の区別をつけてください。
建物立面図	2～3面程度。植栽状況を図示してください。
現況図面	<p>現存する緑地がある場合、添付してください。現存緑地の位置と範囲を図示し、樹種、形状寸法等を記入した現況樹木の一覧表を作成してください。</p> <p>現存緑地面積を求積してください(CADによる座標求積可)。</p>
現況写真	現存緑地と接道部の現況写真を撮影方向図とともに添付してください。現存緑地がない場合は、敷地現況と接道部の写真を添付してください。
生物多様性緑化 <sup>*2</sup> チェックリスト	32ページを参照してください。生物多様性に配慮した項目を記入してください。緑化基準面積が500㎡以上の場合は、目標種の設定を行ってください。
生物多様性緑化計画平面図	生物多様性緑化チェックリストで配慮した項目が確認できるように、生物多様性緑化計画平面図を作成してください。
「港区景観条例に基づく事前協議回答書」表紙の写し(該当する場合のみ)	

<sup>\*1</sup>,<sup>\*2</sup> 港区ホームページ「緑化計画書」からダウンロードできます。

# 5 緑化計画変更の手続き

## 5-1 緑化計画の変更協議

緑化計画認定通知書(緑化計画書副本)の交付を受けた後に、緑化計画書の内容を変更(敷地面積、延べ面積等緑化の基準値に関わる変更)しようとする時は、速やかに担当部署に連絡し、変更協議を行ってください。緑地の形状変更や面積の変更、樹種の変更で大幅な変更を伴わない軽微なものについては、完了届の図面等で対応します。

## 5-2 変更計画書の提出

緑化計画の変更協議後、[緑化変更計画書\(9号様式の2\)](#)<sup>※1</sup>に、変更の生じた図書を添付して正・副各1部を提出してください。適合審査を行い、認定通知書として緑化変更計画書副本をお返しします。書類作成要領は、緑化計画書に準じます。

# 6 緑化完了届の提出手続きと作成要領

## 6-1 緑化完了届の提出

緑化計画の認定を受けた施設の緑化工事が完了した時は、速やかに[緑化完了届\(第10号様式\)](#)を作成し、正・副各1部を提出してください。

## 6-2 緑化完了届の作成要領

緑化完了届(10号様式)に必要な事項を記入し、下記の書類を添付し、A4サイズに折り、左端をホチキスまたは紐などで1冊に綴じてください。ファイル綴じする必要はありません。

図書名	作成・記載方法	
<a href="#">緑化完了届(第10号様式)</a> <sup>※2</sup>	正・副ともに建築主の押印又は署名が必要です。(令和3年4月から)	
添付書類	案内図	当該地の位置を明示し、所在地を地名地番でご記入ください。
	緑化完了求積図	要領は緑化計画求積図と同じです。実施寸法をご記入ください。 この寸法を元に現地確認を行います。
	緑化完了図	要領は緑化計画平面図と同じです。 ① 緑化完了平面図 ② 植栽樹木一覧表
	完了写真	緑地の全箇所が確認できる必要な枚数を撮影し、撮影方向とともに添付ください。接道部緑化については、道路側から撮影したものを含めてください。

※1, ※2 港区ホームページ「緑化計画書」からダウンロードできます。



# 7 緑化の基準

港区の緑化基準は、「港区みどりを守る条例」により以下の7つの基準が定められています。

1 緑化面積の基準

2 地上部の緑化基準

3 屋上の緑化基準

4 接道部の緑化基準

5 植栽本数の基準

6 緑化面積の算定基準

7 公共施設の緑化基準

緑化する場所は、地上部の接道部に重点を置き、計画地内にある既存の植木等は敷地内で再利用するよう心がけてください。

## 7-1 緑化計画の優先順位、留意点

緑化計画は、以下の点に配慮して計画を作成してください。

### ① 緑の保護

今ある既存の緑を極力残してください。そのまま残せない場合には、移植の措置を考えてください。

### ② 自然環境の保全

既存樹木や樹林など緑の保護と、斜面緑地や湧水など自然環境の保全に役立つ緑化を計画してください。

### ③ 接道部を重点に緑化する

緑化の計画は、人々の生活空間である地上部の接道部を重点に、環境改善効果の高い、樹木による緑化を計画してください。

### ④ 景観の向上

生け垣や四季の変化が美しい樹種を用いるなど、周辺環境と調和し美しい地域景観を形成する緑化を計画してください。

### ⑤ バランスの良い配置

低木や地被類、芝だけの植栽では、平面的に緑化面積は取れても緑のボリュームは確保できません。平面的、立面的及び全体的に緑の量を確保するため、高木から地被類まで常緑落葉を織り交ぜ、バランスよく配置してください。

### ⑥ 環境改善に有効な緑化

樹木を中心とした植栽を行い、樹木の蒸散作用によるヒートアイランド現象の緩和や水循環系の回復など、環境改善に効果の高い緑化を計画してください。

### ⑦ 植物の健全な育成と管理

植物の生育に適した場所に、適正な植栽基盤を設置し、植物が健全に生育できる緑化を計画してください。

また、緑地等は、適正に管理できる構造とし、屋上緑化・壁面緑化は、落下物等により周辺に悪影響を及ぼさない緑化を計画してください。

### ⑧ 地域の生態系への配慮

地域の自然環境と連携し、野鳥等の生物の移動や採餌、営巣の拠点となるよう生態系に配慮した緑化を計画してください。

## 7-2 基準接道部緑化延長

接道部の緑化は、接道部長さに下記の接道部緑化率を乗じて得られる長さ以上になるようにしてください。なお、塀やネット、フェンス等は極力避け、生け垣等で緑化してください。

$$\text{基準接道部緑化延長} = \text{接道部長さ} \times \text{接道部緑化率}$$

		接道部緑化率				
敷地面積 (㎡)	1,000未満	1,000以上 3,000未満	3,000以上 10,000未満	10,000以上 30,000未満	30,000以上	
施設別						
住宅	6 / 10		7 / 10		8 / 10	
事務所 店舗 工場	3 / 10	5 / 10	6 / 10	7 / 10		
学校 庁舎等	6 / 10	7 / 10		8 / 10		
屋外運動 競技施設 処理場	7 / 10			8 / 10		
上記以外の施設	3 / 10	6 / 10		7 / 10		

- 区分の適用は、1階部分における主たる用途とします。
- ホテル等宿泊施設・病院・福祉関係・集会施設(教会、結婚式場)は、「事務所・店舗」と同じ種別として扱います。
- 研修施設は、「学校、庁舎等」と同じ種別として扱います。
- 墓地・屋外娯楽施設は「屋外運動競技施設」と同じ種別として扱います。
- 接道部の緑化は、高木(植栽時の樹高3m以上の樹木)または中木(植栽時の樹高1.5m以上3m未満の樹木)で基準接道部緑化延長の3割以上を緑化してください。

その他の部分は、低木・地被植栽による緑化、またはツル植物等による壁面緑化で緑化することができます。詳しくは、後述の「8接道部緑化の長さの算定」(10ページ)をご覧ください。

### 7-3 基準緑化面積

緑化面積は、下の式から算出した面積以上になるように計画してください。

$$\text{基準緑化面積} = \text{敷地面積} \times \text{緑化率 a} + \text{延べ床面積} \times \text{緑化率 b}$$

※容積対象外を含む各階床面積のこと。

#### 緑化率 a

敷地面積 (㎡)	緑化率 a
1,000未満	3%
1,000以上3,000未満	4%
3,000以上5,000未満	6%
5,000以上10,000未満	8%
10,000以上30,000未満	10%
30,000以上	12%

#### 緑化率 b

建物用途	緑化率 b
敷地面積1,000㎡以上の事務所、 店舗、工場、学校、庁舎等、 その他業務系施設	2.5%
敷地面積1,000㎡未満の業務系施設	1.5%
住宅、その他住宅系施設	

- 緑化面積は原則地上部で確保してください。屋上、ベランダ、壁面等に緑化する場合は、基準緑化面積の1/2以上を地上部の樹木等による緑化で確保してください。この場合において、地上部から15m以下で道路から視認できる壁面、ベランダ等を緑化した場合は、地上部の緑化面積に算入することができます。
- 緑化面積とは、樹木等で覆われた植栽基盤(土の部分)の面積と、単独で植栽された高木の樹冠投影面積とを合計したものです。なお、既存の植栽面積も加算します。詳しくは、後述の「9緑化面積の算定」(11ページ)をご覧ください。
- 建物用途が複数ある場合、緑化率 b は按分して計算してください。
- 都市計画道路線(事業未定のもの)が敷地内に入っている場合は、できるだけ計画区域に含まれない敷地内で緑地を確保するように努めてください。
- 下記の条件を満たす既存の樹木(植栽後概ね5年経過しているもの)を残す場合は、基準緑化面積の1/2を上限として、その面積に2を乗じた面積を算入することができます。

①地上1.2mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上の樹木 ②面積が100㎡以上の一群の樹林 ③長さ20m以上の生け垣

## 7-4 道路、公園等の緑化基準

道路、公園等の公共施設の緑化基準については、下表のとおりとします。

施設の種類	緑化の基準
道路	1 道路の幅員が2.5m以上の道路については、道路の区分又は状況に応じて、街路樹および植樹帯又はそのいずれかを設ける。 2 歩道の幅員が2.5m未満の道路については可能な限り植樹する。
公園等	1 児童遊園、街区公園又は運動公園については、敷地面積の10分の3以上の面積を緑化する。 2 前号に規定する公園以外の公園については、敷地面積の10分の5以上の面積を緑化する。 3 緑地については、敷地面積の10分の8以上の面積を緑化する。

# 8 接道部緑化の長さの算定

## 8-1 接道部長さ

接道部長さは、道路（一般の利用に供されている私道含む）に接する長さの総延長とします。

## 8-2 接道部緑化延長

接道部緑化に算定できるものは、固定式の植栽基盤により樹木で緑化された緑地で、前面の道路境界線と平行に測定した植栽基盤（土の部分）の長さが、植栽延長として算定されます。また、緑地が道路に直接接していなくても、近接した範囲にあり、高中木を主体とした緑化で、道路からの見通しが、塀やフェンス、自動車等で妨げられないものは、算入できます。

接道部長さおよび接道部緑化延長の算出については、右図と下式を参考にしてください。



接道部長さ(L)

$$L = L_1 + L_2$$

接道部緑化延長(l)

$$l = l_1 + l_2 + l_3 + l_4 + l_5 + l_6 + l_7$$

$$\text{接道部緑化率} = l / L$$

### 8-3 緑化延長

#### ① 単独木 (高木および中木)

高木および中木の単独木は、樹冠投影の幅(W;葉張り)が緑化延長になります。ただし、樹冠投影の幅と植栽帯および生け垣などの緑化延長が重複する部分はダブルカウントできません。

#### ② 植栽帯、生け垣

中低木による植栽帯および生け垣は、その長さがそのまま緑化延長になります。植栽帯の縁石等は延長には算入できません。植栽帯の有効幅については、「9-4 植栽帯の有効幅の標準」(12ページ)をご覧ください。

#### ③ 屋上、ベランダ、壁面緑化

屋上、ベランダ、壁面等の緑化は、緑化効果に応じて緑化延長(接道部緑化)に算定できます(GLからの高さ概ね15m)。区と協議を行った上、算入してください。

## 9 緑化面積の算定

### 9-1 緑化面積の算定

- ① 固定式の植栽基盤に設けられた緑地は、縁石や工作物等を除いた土の部分を緑化面積とします。なお、敷地内であれば、高木等で植栽基盤から出る部分も投影面積として加算されます。
- ② 単独で植栽された樹木は、植栽時の樹冠投影面積を植栽面積とします。駐車場、駐輪場の周り、歩道状空地等においても単独植栽された樹木は、樹冠投影面積として加算できます。ただし、上からの投影面積が重複する場合、ダブルカウントはできません。
- ③ 生け垣は、生け垣の長さに幅を乗じた面積を緑化面積とします。
- ④ 屋上、ベランダ等を緑化する場合は、土壌厚が30cm未満の場合は、緑化する面積の3/4を算入してください。ただし、日照を十分確保し、かん水設備等を設けた場合は、全てを緑化面積に算入することができます。土壌厚が30cm以上確保されている場合は、すべて算入できます。ただし、セダム、コケなど樹木に比べ環境改善効果が低い植物で緑化する場合は、緑化する面積の1/2を算入してください。
- ⑤ 壁面を緑化する場合は、緑化面積又は補助資材面積の1/2を算入できます。ただし、かん水設備等を設け、次のいずれかの要件を満たす場合は、その面積の全てを緑化面積に算入することができます。
  - ア 十分な日照が確保できる公開性の高い空地に面して緑化したとき。
  - イ 接道部緑化をしたとき。

### 9-2 緑化面積に算定できないもの

- ① 地上部における地被類植物のみによる緑化。ただし、樹木と一体的に緑化している場合は、基準緑化面積の2割を限度に算入することができます。
- ② 上部が建築物等で覆われ、散水設備もなく、雨も当たらない場所に設けられた緑地
- ③ 植物の生育が困難な場所や維持管理ができない場所に設けられた緑地
- ④ プランター等の可動式植栽基盤。ただし、1個あたりの容量が100リットル以上のものであれば、区と協議を行ってください。

### 9-3 植栽本数の基準

基準緑化面積15㎡に当たり、高木1本、中木5本を植栽してください。また、植栽地が半分以上緑で覆われるよう低木を植栽してください。

ただし、植栽する高木の形状寸法が大きい場合など、この割合による植栽を行うことに支障があると認められる場合は、この限りではありません。

### 9-4 植栽帯の有効幅の標準

植栽帯有効幅は高木0.8m以上、中木0.6m以上、低木0.4m以上、地被植物0.3m以上とします。  
樹木を健全な状態で育成するためには、樹木の種類や大きさにより、適切な植生地の幅を確保することが重要です。

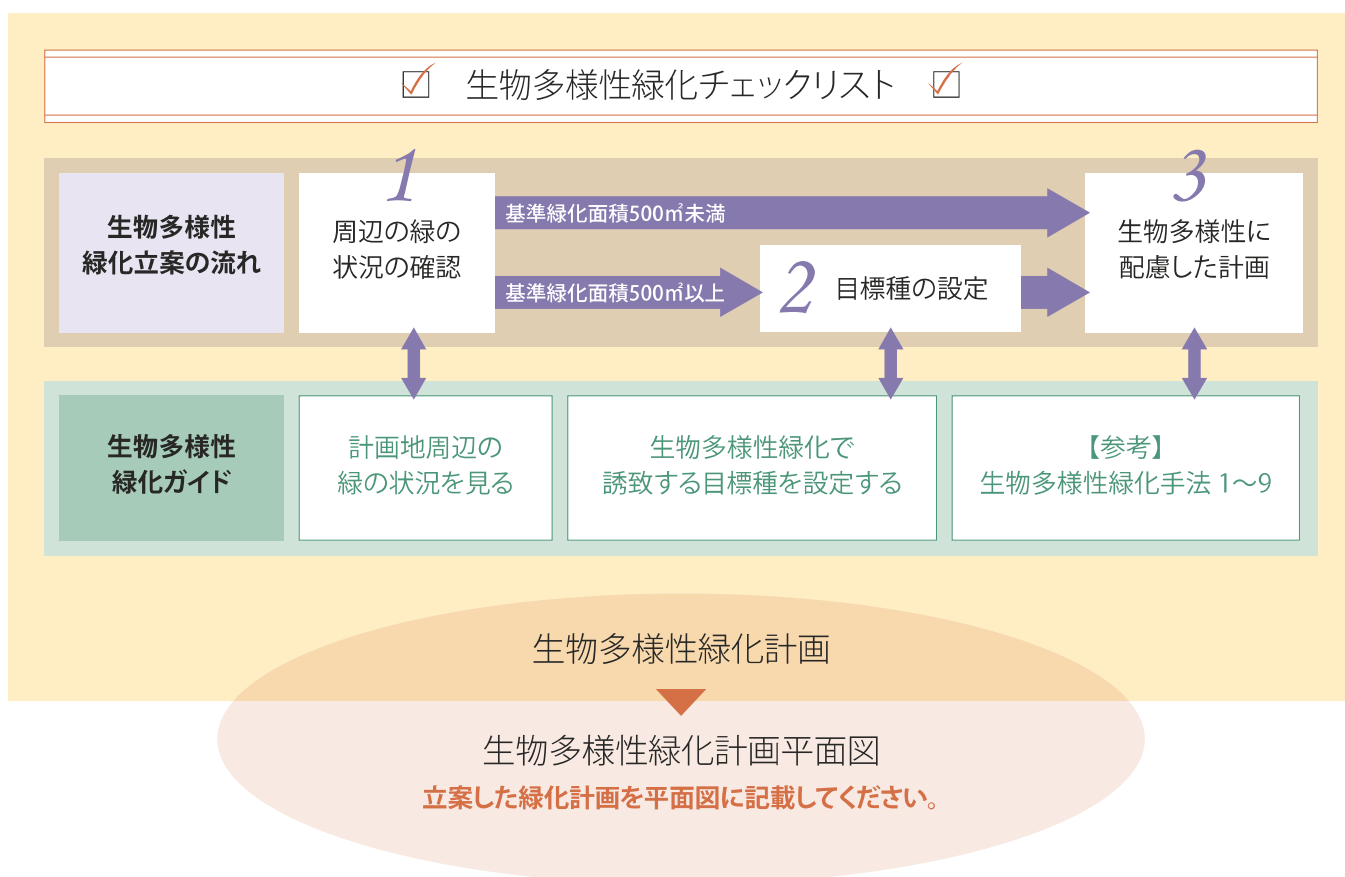
## 10 生物多様性緑化計画の立案

### 10-1 生物多様性緑化計画の立案方法

生物多様性を取り入れた緑化計画の立案は「生物多様性緑化チェックリスト」に記入しながら進めてください。

「生物多様性緑化チェックリスト」にある項目に沿って進めることにより、生物多様性緑化計画を立案することができます。

「生物多様性緑化チェックリスト」に沿って生物多様性緑化を立案したら、生物多様性緑化計画を示す生物多様性緑化計画平面図を作成します。



## 10-2 生物多様性緑化チェックリストの記入について

生物多様性緑化チェックリストに記入する主な項目は下記の3点です。

### ① 周辺の緑の状況について

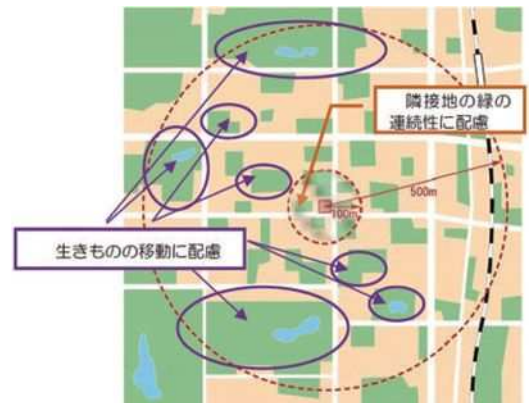
建築計画地の周辺の緑の状況について、あてはまるパターンを調べてチェックを入れます。詳しくは「生物多様性緑化ガイド」※をご覧ください。

※港区ホームページ参照 ホーム ▶ 環境・まちづくり ▶ 環境 ▶ 都市緑化・自然環境 ▶ 生物多様性

### a 全体的に緑の多い地域

- ① 建築計画地から半径100m程度にある公園や緑地との連続性に配慮してください。(例えばトンボやチョウ、バッタなど)
- ② 建築計画地から半径500m程度にある公園や緑地からの「生きもの」の移動に配慮した計画としてください。(野鳥など)

■ 緑(公園や樹林) ■ 水面 ■ 計画対象地



### b 離れたところに緑が多い地域

- ① 建築計画地から半径100m程度に公園や緑地がありません。
- ② 建築計画地から半径500m程度にある公園や緑地からの飛翔によって飛び石的に利用される移動に配慮した計画としてください。(野鳥など)

■ 緑(公園や樹林) ■ 水面 ■ 計画対象地



### c 全体的に緑の少ない地域

- ① 建築計画地から半径500m程度に公園や緑地がありません。
- ② 小規模な緑地を利用する「生きもの」を対象とした計画としてください。(チョウなどの昆虫類)

■ 緑(公園や樹林) ■ 水面 ■ 計画対象地



## 10-2 生物多様性緑化チェックリストの記入について

### 2 目標種の設定について

基準緑化面積500㎡以上の計画で設定が必要です。

計画地での緑化を計画する際、誘致する生きものの目標種について生物多様性緑化ガイドの候補種の中から設定したか、独自に設定したか、設定していないかチェックを入れます。

詳しくは「生物多様性緑化ガイド」をご覧ください。なお、基準緑化面積500㎡未満の計画でも目標種の設定は可能です。

目標種については<参考>に掲載しているので参照してください。

### 3 生物多様性に配慮した計画

計画地での緑化計画について、「生物多様性緑化ガイド」に事例としてあげている手法1～9を参考に生きものの誘致や場所づくり、植栽などに配慮して計画として取り入れた項目にチェックを入れます。

ここでは手法の一部を掲載しています。詳しくは「[生物多様性緑化ガイド](#)」をご覧ください。

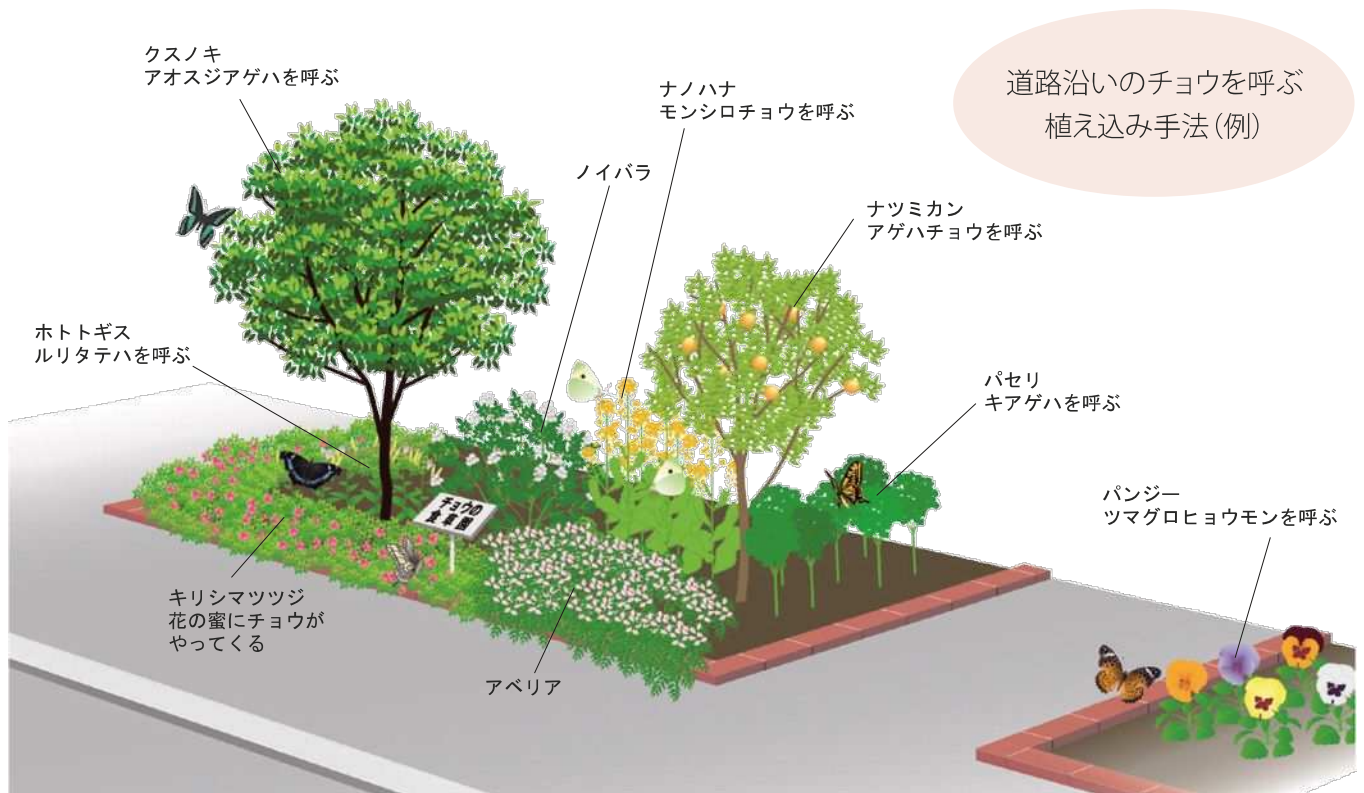
#### 手法1 チョウを呼ぶ

##### チョウのやってくる植え込みづくり

- チョウの幼虫が食べる草や木を植える（植木鉢やポットの利用も）
- 成虫の吸蜜のために季節ごとに咲く花木の植栽および季節ごとに草花を植え替える

##### 緑化以外での工夫

- 人のふれあい効果を高めるため人目につく明るい接道部に植える
- 「チョウを呼ぶこと」を目指して作った植え込みであることをアピールする説明板の設置





主なチョウと食草



**イチモンジセセリ**  
イネ科の  
ススキなど



**モンシロチョウ**  
アブラナ科の  
キャベツ、  
アブラナ類、  
イヌガラシなど



**アオスジアゲハ**  
クスノキ科の  
タブノキ、  
シロダモ、  
ヤブニッケイなど



**ルリタテハ**  
ユリ科の  
サルトリイバラ、  
ホトトギス、  
ヤマユリなど



**クロアゲハ**  
ミカン科の  
ミカン類、  
カラタチ、  
カラスザンショウなど



**ヤマトシジミ**  
カタバミ



**ナミアゲハ**  
ミカン科の  
サンショウ、  
カラタチなど



**キアゲハ**  
セリ科の  
セリ、  
ミツバ、  
パセリなど



**キタキチョウ**  
マメ科の  
ハギ、  
ネムノキなど



**モンキアゲハ**  
ミカン科の  
カラスザンショウ

## 手法2 野鳥を楽しむ

### 野鳥のやってくる庭づくり

- 野鳥が好む食餌木を植える

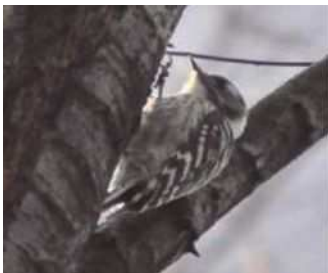
#### 緑化以外での工夫

- 水浴び場をつくる
- 砂浴び場をつくる
- 巣箱をかける
- 餌台をつくる
- 「野鳥を呼ぶこと」を目指して作ったことをアピールする説明板を設置する



野鳥がやってくる  
庭づくりの手法(例)

### 主な野鳥と食餌木



#### コゲラ

マユミ、カキノキ、  
ヤマグワ、アカメガシワ、  
ウルシ、ハゼノキ

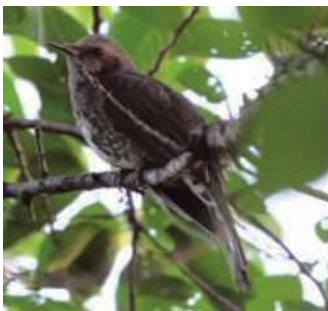
樹木の多い宅地や、公園でも繁殖する。樹木の枝や幹にひそむ昆虫を食べる小さなキツキの仲間。



#### シジウカラ

ニシキギ、マユミ、  
サンショウ、ハンノキ、  
カエデ類、マツ類、スギ

樹林性の鳥で、公園や庭にやってくる。樹木の幹や林床にひそむ昆虫、果実を食べる。



#### ヒヨドリ

ヤマモモ、コブシ、アオキ、  
センリョウ、サネカズラ、  
ズミ、ナンテン、トベラ、  
マサキ、クロガネモチ、  
ヒサカキ、クスノキ

樹木の多い宅地や、公園にみられる。夏は昆虫、冬は果実・種子を食べる。



#### メジロ

モッコク、ニシキギ、ウメモドキ、  
クコ、ガマズミ、サンゴジュ、  
ヒサカキ、サンショウ、  
アマクサギ、モミジイチゴ

樹上で生活し、甘い果実や花の蜜を吸いにやってくる。



#### ウグイス

ニワトコ、カラスザンショウ、  
モミジイチゴ、  
コムラサキ、ムラサキシキブ

藪を好む。冬は公園や庭によく現れる。



#### ジョウビタキ

ナンテン、ニシキギ、  
ムラサキシキブ、ガマズミ、  
ヒサカキ、マサキ

小さな果実を好んで食べる。比較的呼び寄せやすい。

### 手法3

## 屋上・人工地盤・ベランダに生きものを呼ぶ

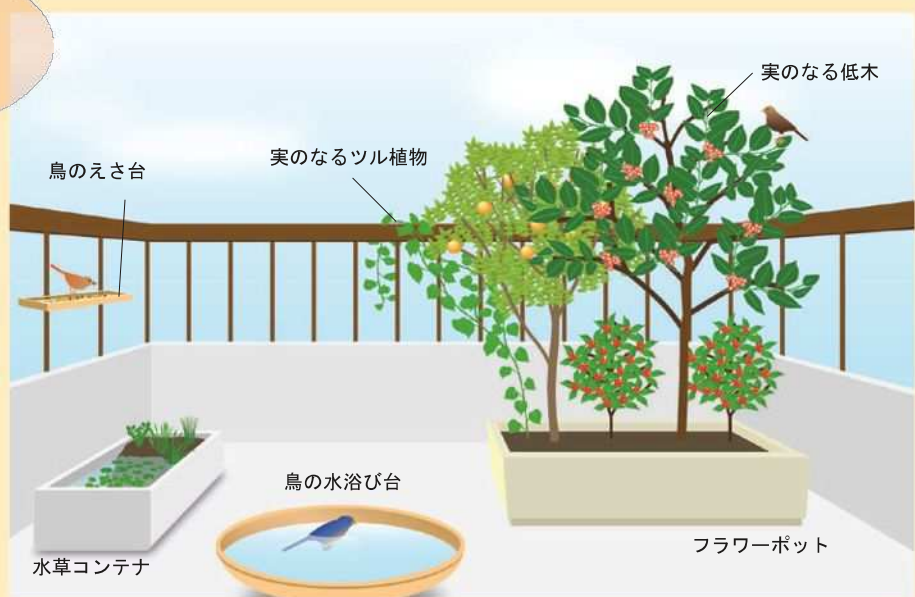
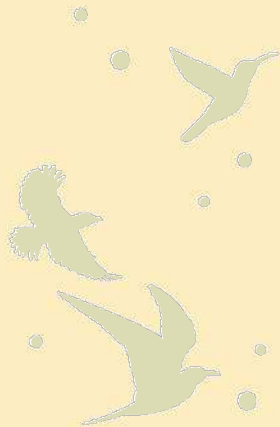
### 生きもののやってくる屋上・人工地盤・ベランダづくり

- 野鳥や昆虫がやってくるための食餌木や食草を植える
- 小規模でも水辺を設置して、水飲みや産卵場になるような場所を確保する

### 緑化以外での工夫

- 屋上や人工地盤の土壌は、落ち葉による腐食層の形成や散水等による乾燥化への対応なども考慮する

### 生きものがやってくる ベランダ緑化の手法(例)



### 生きものがやってくる 屋上・人工地盤緑化の 手法(例)

## 手法4 草はらで生きものを呼ぶ

### 播種および芝の植え付けを行う

※草刈りの頻度による工夫

- バッタ類やシジミチョウなどが訪れる草はらにする⇒年4～5回の草刈りで維持される (図-1)
- アゲハ類などが訪れる草はらにする▶年3回程度の草刈りで維持される (図-2)
- ヤマハギなどの花やススキの風情のある姿を楽しみ、トンボ類や鳴く虫がすむ草はらにする⇒年1～2回程度の草刈りで維持される。当初はセイタカアワダチソウやオオアレチノギクなどの帰化植物が侵入するが、比較的乾燥した場所ではススキ、湿った場所ではオギが優占するようになり草丈2m前後で安定する (図-3)

※エリアによって草丈を変えると生きものの多様性が広がる

図-1 年4～5回の草刈りが継続される植生(春)

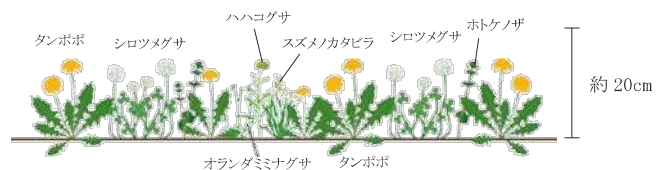


図-2 年2～3回の草刈り※が継続される植生(春)

※港区では、年2～3回の草刈りで、チガヤが出現するという報告がある

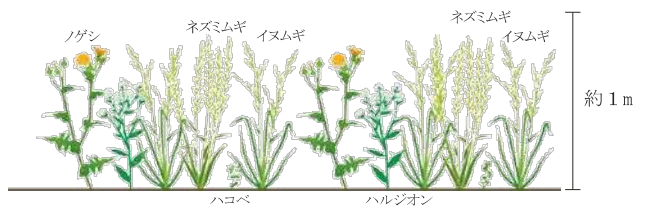
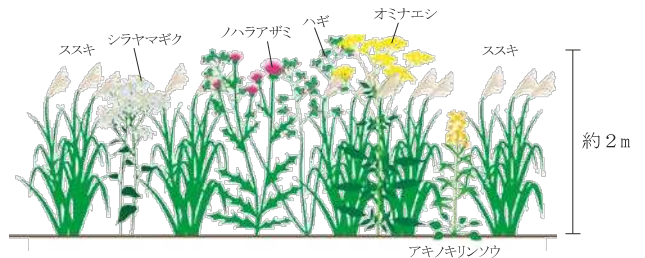


図-3 年1～2回の草刈りが継続される植生(秋)



### 「エコロジカル・デザイン」

(いきものまちづくり研究会、1992)を参考に作成

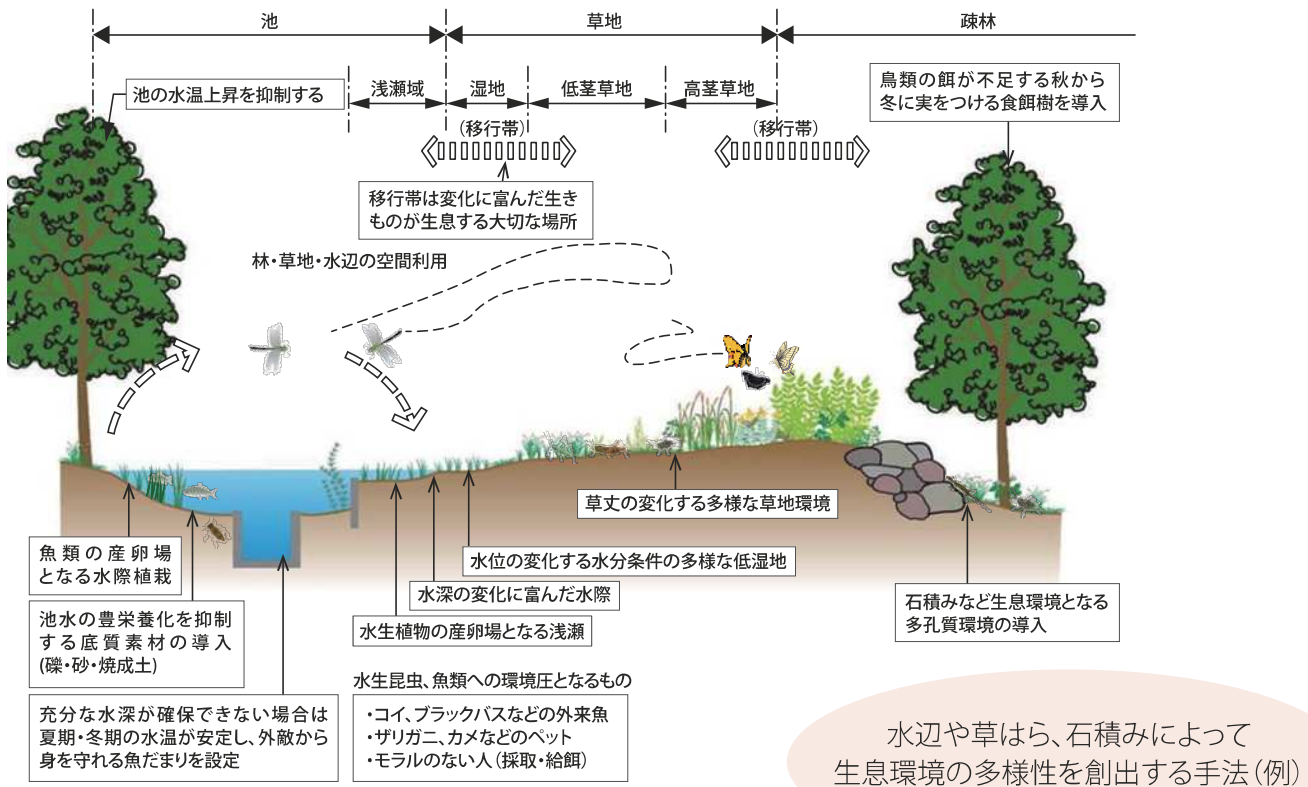
草刈りの頻度によって構成種や草丈が異なり、そこに住む昆虫や小動物の種類も異なる

	植生タイプ		
	高茎草はら	低茎草はら 比較的乾いた場所	低茎草はら 比較的湿った場所(湿地)
構成植物	ススキ、オギ、トダシバ	エノコログサ、チカラシバ	スズメノテッポウ
	ノアザミ、ハギ、ヨモギ	スズメノカタビラ、メヒシバ	タガラシ、ミゾソバ
	オオマツヨイグサ、ネザサ	シロツメグサ、イヌタデ	ヒデリコ、スギナ
	クズ、ヒヨドリバナ	カゼクサ、オヒシバ	テンツキ、コケオトギリ
	アキノゲシ、コマツナギ	スズメノヒエ、カタバミ	オモダカ、アシボソ
バッタ・コオロギの種類	キリギリス、クツムシ	クサキリ、ツツレサセコオロギ	ヤチスズ、ケラ
	ツコムシ、マツムシ	ミツカドコオロギ、エンマコオロギ	トビケシバッタ
	オナガササキリ、スズムシ	マダラスズ、シバズ	ハネナガヒシバッタ
		ヒシバッタ、イボバッタ	ヒシバッタ、ツチイナゴ
		ショウリョウバッタ	コバネイナゴ
	オンブバッタ、トノサマバッタ		

## 手法5 水辺の生きものを呼ぶ

乾燥化が進む都心に水辺を創出し、多様な生きものが生息生育できる湿性地をつくります。

- 水辺をつくり、水辺に生きものが棲める様々な工夫を取り入れる



水辺や草はら、石積みによって  
生息環境の多様性を創出する手法(例)

## 手法6 植物で季節の変化を感じる

気候や地形などの条件を考慮して、多様な植物を育てることで、まちに季節感と豊かな多様性をもたらします。

- 植栽する候補種を、高木、低木、小低木や草本などの階層ごとに選定する

種類 \ 階層	高木	低木	小低木・草本
きれいな花、 香りのよい花	サクラ類、ウメ、ナツツバキ サルズベリ	キンモクセイ、クチナシ、 ジンチョウゲ、ユキヤナギ、ヤマブキ	カントウタンポポ、スミレ類、 ハマヒルガオ、
緑陰をつくる	ケヤキ、アカシデ、イヌシデ、 コナラ、クヌギなど		
彩りを添える	イロハモミジ、ハウチワカエデ、 カツラなど	マユミ、マンサク、ニシキギ	ススキ、オギ、チガヤ
美しい実、 鳥の餌となる実をつける	ヤマモモ、ヤマボウシ、 エノキ、ムクノキなど	ガマズミ、ムラサキシキブ ウメモドキ、ヤママグワ、イヌビワ など	アケビ、ツルウメモドキ
冬でも青々とした緑	シラカシ、アラカシ スダジイ、タブノキ など	カクレミノ、モッコク、イヌツゲ など	マンリョウ、ヤブコウジ シュンラン、セキショウ

## 手法7 土地の植物をつかう

地域に特有の豊かな自然景観をもち、多様な生きものがすむ場所として、土地の植物（在来種）の植栽による緑化をすすめます。

- 近隣にある古くからの自然地、神社仏閣等に生育する樹木を参考にして、植栽種を選び、土地の植物の植栽に努める  
(例) 国立科学博物館附属自然教育園(台地)、愛宕神社(低地)に生育する在来種を植える
- 埋立地に立地する建設計画地は、「低地部で植栽する在来種」も用いることができる
- 繁殖力が旺盛で、他種の生育をさまたげるなど、生態系に影響を与える在来種は植栽に注意を要する(クズ、アズマネザサなど)。植栽後の管理方法の検討が必要である

### 植栽種の選定

- 地形やその土地に合う、どのような在来種を植栽するかを選定します。

A. 計画地がどの地形分類に位置するか確認します。

港区の地形は、おおまかに「1.台地」「2.低地」「3.埋立地」の3つに分けられます。

建設計画地がどの地形に位置するか、右図「港区の地形分類」を参考に確認してください。



B. 地形に合わせた在来種を確認し植栽します。

台地部で植栽する在来種	
つやつやした葉をもち冬でも葉がおちない木	秋に色づき、冬に葉がおちる木
<b>1</b> 台地 高木:3m以上の木 ・シラカシ、アラカシ、アカガシ、スダジイ、ネズミモチ 中木・低木:3m未満の木 ・ヒサカキ、ヤブツバキ	高木:3m以上の木 ・イヌシデ、コナラ、ミズキ、ムクノキ、イロハモミジ、エゴノキ、エノキ 中木・低木:3m未満の木 ・マユミ、ニシキギ、ウグイスカグラ、ムラサキシキブ
冬に枯れない草・小低木・シダ類	冬枯れる草
草 本：ジャノヒゲ、テイカカズラ(つる)、 小低木：マンリョウ、ヤブコウジ、キツタ(つる) シダ類：イタチシダ、ベニシダ	草 本：ヨモギ、ユウガギク、チカラシバ、ツユクサ、イヌタデ、エノコログサ 小低木：アケビ(つる) シダ類：イヌワラビ、シケシダ

低地部で植栽する在来種	
つやつやした葉をもち冬でも葉がおちない木	秋に色づき、冬に葉がおちる木
<b>2</b> 低地 高木:3m以上の木 ・タブノキ 中木・低木:3m未満の木 ・ヒサカキ、ネズミモチ、ヤブツバキ、シロダモ	高木:3m以上の木 ・イヌシデ、コナラ、ミズキ、ムクノキ、イロハモミジ、エゴノキ、エノキ 中木・低木:3m未満の木 ・イヌビワ、イボタノキ、ウグイスカグラ、ムラサキシキブ
冬に枯れない草・小低木・シダ類	冬枯れる草
草 本：キチジョウソウ、ヤブラン 小低木：小低木:キツタ、サネカズラ(つる) シダ類：シダ類:イノデ、アイアスカイノデ	草 本：ヨモギ、ユウガギク、チカラシバ、ツユクサ、イヌタデ、エノコログサ 小低木：アケビ(つる) シダ類：イヌワラビ、シケシダ

埋立地で植栽する在来種	
つやつやした葉をもち冬でも葉がおちない木	秋に色づき、冬に葉がおちる木
<b>3</b> 埋立地 高木:3m以上の木 ・タブノキ 中木・低木:3m未満の木 ・トベラ、マサキ、ヤブニッケイ	高木:3m以上の木 ・アカメガシワ 中木・低木:3m未満の木 ・クサギ、ヌルデ、オオバグミ
冬に枯れない草・小低木・シダ類	冬枯れる草
草 本：ツワブキ 小低木：フウトウカズラ(つる) シダ類：オニヤブソテツ	草 本：ハマヒルガオ、ヨモギ、チカラシバ、エノコログサ、チガヤ

※「植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～」(平成26年5月、東京都環境局)、  
 「日本植物群落図説」(平成2年、宮脇昭、奥田重俊編)を参考に選定

## 手法8 古くからの緑を活かす

港区は江戸時代から政治・経済・文化の中心地の一部で多くの大名屋敷が立地し、大規模な緑地として現代に継承されています。この古くからの緑には、多様な生きものが生息しています。

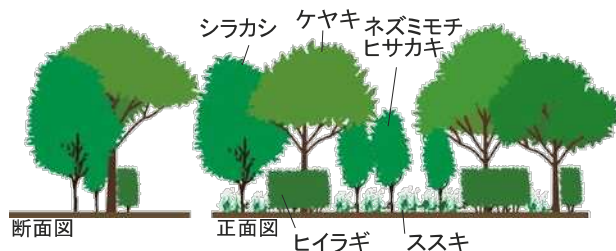
名称	歴史的な由来
赤坂御用地	紀州徳川家中屋敷、明治5年(1872年)邸と敷地が皇室に献上され赤坂離宮となる。
旧芝離宮恩賜庭園	元禄年間に大久保忠朝が造った庭園。明治9年(1876年)に離宮となった後、大正13年(1924年)から公開される。
国立科学博物館附属自然教育園	南北朝時代、白金長者とよばれた豪族柳下上総介の屋敷。
八芳園	江戸時代、大久保彦左衛門の屋敷。
有栖川宮記念公園	盛岡藩主、南部家の下屋敷。有栖川宮家の所有の後、昭和9年(1934年)に東京市立公園となる。昭和50年港区に移管。
芝公園	明治6年(1873年)太政官布達により増上寺の境内を含めて公園となる。上野公園、浅草公園と共に日本初の公園。
青山霊園	美濃郡郡上藩青山家の下屋敷。大久保利通、犬養毅、乃木希典、尾崎紅葉、北里柴三郎ら12万人あまりの墓所。
台場	ペリー来航後、黒船の来襲に備えて幕府が築いた砲台。

## 手法9 緑の拠点を街路樹でつなげる

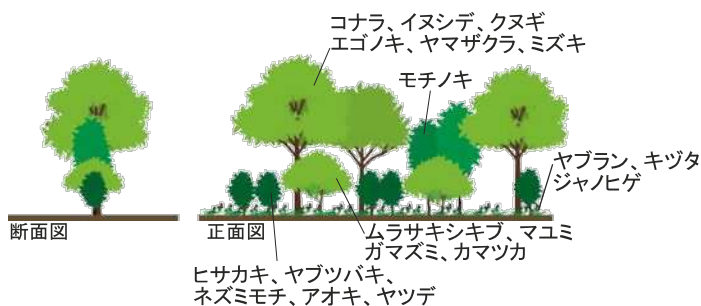
街路樹の豊かな緑は、道路や建物による人工的な景観要素に負けないほど自然的な構成要素となっています。

連続した緑豊かな街路樹は生きものの移動経路となり、供給地、拠点となる緑地を結びます。

### (a) ケヤキ・シラカシ型



### (b) 雑木・モチノキ型



### (b) タブノキ・オオシマザクラ型

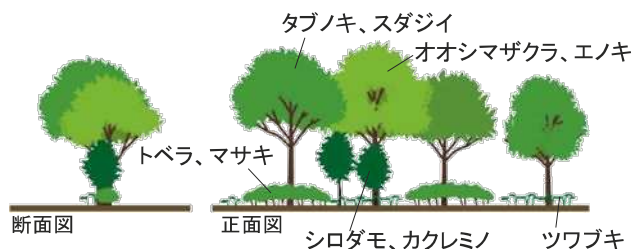


図 生態系に配慮した街路樹植栽の例 渡辺達三(2000)「街路樹」デザイン新時代 を参考に作成



### 10-3 外来種の取り扱い

地域に特有な豊かな景観と多様な生きものが生息する場所として、港区らしい生物多様性を確保するためには、土地の植物(在来種)による緑化が望ましいものと考えています。

しかしながら、緑化すべき場所の条件や市場流通などにより、在来種による植栽が困難または適当でない場合もあります。そのような場合は、緑を確保することを優先し、外来種(園芸種)による植栽についても許容し、緑化を進めることが必要です。

ただし、植栽に用いられる外来種(園芸種)のなかには、生態系に悪影響を与える種があり、特にそのような種の植栽は控える必要があります。生態系への影響が懸念される種については、下記のように指定されています。

#### (1) 特定外来生物※<sup>1</sup>

- 特定外来生物は地域の生態系に重大な影響を及ぼすおそれがある種であり、外来生物法により「特定外来生物」として指定された種です。この指定では、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つことが禁止され、違反すると罰則があります。
- 植物では、オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ等16種類が特定外来生物に指定されています。20年前にはオオキンケイギクやオオハンゴンソウは個人の庭の植栽種やワイルドフラワー緑化と称し道路緑化等に用いられていましたが、繁殖力が非常に強く、自然の草花を駆逐してしまうため指定に至りました。なお、特定外来生物は、次項(2)に挙げる「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」にも含まれています。

#### (2) 我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種※<sup>2</sup>

- 外来生物法にもとづく規制が課される植物ではありませんが、侵略性が高く、生態系に悪影響を与え得る種として、適切な取扱いをするよう環境省および農林水産省が注意を喚起している植物が、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(以下、生態系被害防止外来種リスト)に指定されています。ハリエンジュ、トウネズミモチ、キショウブなどがあります。

「特定外来生物」「生態系被害防止外来種リスト」に指定された植物は植栽を行わないとともに、侵入してきた場合は駆除することが基本です。

特定外来生物、生態系被害防止外来種については、環境省のサイト内において、以下のURLで種リストが記載されています。

※<sup>1</sup> 特定外来生物 <http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>

※<sup>2</sup> 生態系被害防止外来種 <http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/iaslist.html>

# 11 伐採届

## 11-1 伐採届の対象

以下に該当する樹木をやむを得ず伐採する計画がある場合には、事前に伐採届の提出が必要です。

- 地上1.2mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上の樹木
- 面積が100㎡以上の一群の樹林
- 長さ20m以上の生け垣

## 11-2 手続きの流れ

### 近隣説明

- 解体工事・建物工事説明会、近隣関係説明会、戸別説明等の中で、伐採について、近隣住民に説明を行ってください。

### ① 伐採届の提出

- 伐採届を正・副各1部提出してください。

### ② 内容確認

- 伐採届受付時に、伐採理由、伐採内容等、記載事項のチェックを行います。

概ね7～10日

### ③ 伐採届副本の交付

- 必要に応じて現地確認を行います。

### 伐採

- 伐採届確認通知として、伐採届副本をお返しします。

## 11-3 伐採届の提出

伐採届は、伐採する概ね7～10日前までに正・副各1部を提出してください。

## 11-4 伐採届の作成要領

伐採届(11号様式の2)には、次の書類を添付してください。書類は、A4サイズに折り、左端をホッチキスまたは紐などで1冊に綴ってください。

図書名	作成・記載方法	
伐採届(第11号様式の2) <sup>※1</sup>	正・副ともに申請者(原則、所有者)の押印又は署名が必要です。(令和3年4月から)	
添付書類	案内図	当該地の位置を明示し、所在地の住居表示をご記入ください。
	伐採工程表	近隣説明から伐採までの工程をご記入ください。
	平面図、樹木位置図	敷地平面図に伐採予定の樹木位置を明記ください。
	代替植栽計画図	11-5を参照ください
	樹木の写真	伐採する予定の樹木の写真を撮影し、添付ください。
	近隣説明の結果報告	「保護樹木・樹林指定解除通知書」表紙の写し(保護樹木・樹林を伐採する場合)

※1 港区ホームページ「緑化計画書」からダウンロードできます。

## 11-5 代替植栽について

伐採後、伐採による緑の減少を防ぐため、代替植栽をお願いしています。後日建築計画があり、緑化計画書の提出を予定している場合は、代替植栽計画図は不要です。提出時にその旨をお話してください。

### 代替植栽の基準

樹木 : 1本あたり  
樹林 : 10㎡あたり  
生け垣 : 10mあたり

中高木1本以上または3㎡以上の植栽

## 参考

図面等	
緑化計画書(第9号様式)(記入例) .....	26
緑化求積図(例) .....	27
緑化面積計算書(例) .....	28
植栽樹木一覧表(例) .....	28
緑化計画平面図・断面図(例) .....	29
既存緑地現況図(例) .....	30
植栽	
樹種の参考例 .....	31
樹木の鉢系・植穴標準寸法表 .....	31
生物多様性緑化	
生物多様性緑化チェックリスト(記入例) .....	32
生物多様性緑化計画平面図(例) .....	34
参考目標種 .....	35
条例・施行規則(抜粋)	
港区みどりを守る条例(抜粋) .....	37
港区みどりを守る条例施行規則(抜粋) .....	38



# 緑化計画書（第9号様式）（記入例）

提出時に、窓口でご記入ください

第9号様式

平成28年2月1日

（宛先）港区長

[代理人]

[建築主]

住所 東京都港区赤坂〇丁目〇番〇号

住所 東京都港区高輪●丁目●番〇〇号

電話 03-1234-1234

電話 03-1234-5678

氏名 株式会社〇〇設計 一級建築士事務所

氏名 〇〇〇株式会社

〇〇 〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

担当者 ●●

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者）

（※本人が氏名を手書きしない場合は、記名押印してください。）

## 緑化計画書

港区みどりを守る条例施行規則第12条第1項の規定に基づき、以下のとおり提出します。

計画地の地名地番	港区 芝大門●丁目〇番〇〇		
計画の名称	（仮称）芝大門●丁目計画	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増改築
敷地面積 391.44 m <sup>2</sup>	建築面積 168.64 m <sup>2</sup>	延べ床面積 990.00 m <sup>2</sup>	接道部長さ 24.80m
建築物用途 共同住宅、店舗	法定建蔽率 〇〇%	法定容積 ●●●%	既存緑地面積 34.00 m <sup>2</sup>
適用制度	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 総合設計 <input type="checkbox"/> 一団地 <input type="checkbox"/> 再開発 <input type="checkbox"/> 連担制度 <input type="checkbox"/> その他（ ）		

基準	緑化面積 26.59 m <sup>2</sup>	接道部緑化延長（率） 14.88m（ 60%）
----	------------------------------	----------------------------

計画	緑化面積 127.58 m <sup>2</sup>	接道部緑化延長 17.70m
	地上部緑化面積 67.96 m <sup>2</sup>	植栽数量
	屋上緑化面積 18.70 m <sup>2</sup>	高木 16本（うち既存 5本）
	壁面緑化面積 14.40 m <sup>2</sup>	中木 30本（うち既存 本）
	ベランダ等緑化面積 26.52 m <sup>2</sup>	低木 90株（うち既存 株）
		地被類 428鉢 10 m <sup>2</sup>

完了予定年月 平成30年 1月

受付処理欄	受付番号 —	処理欄
	受付年月日 年 月 日	

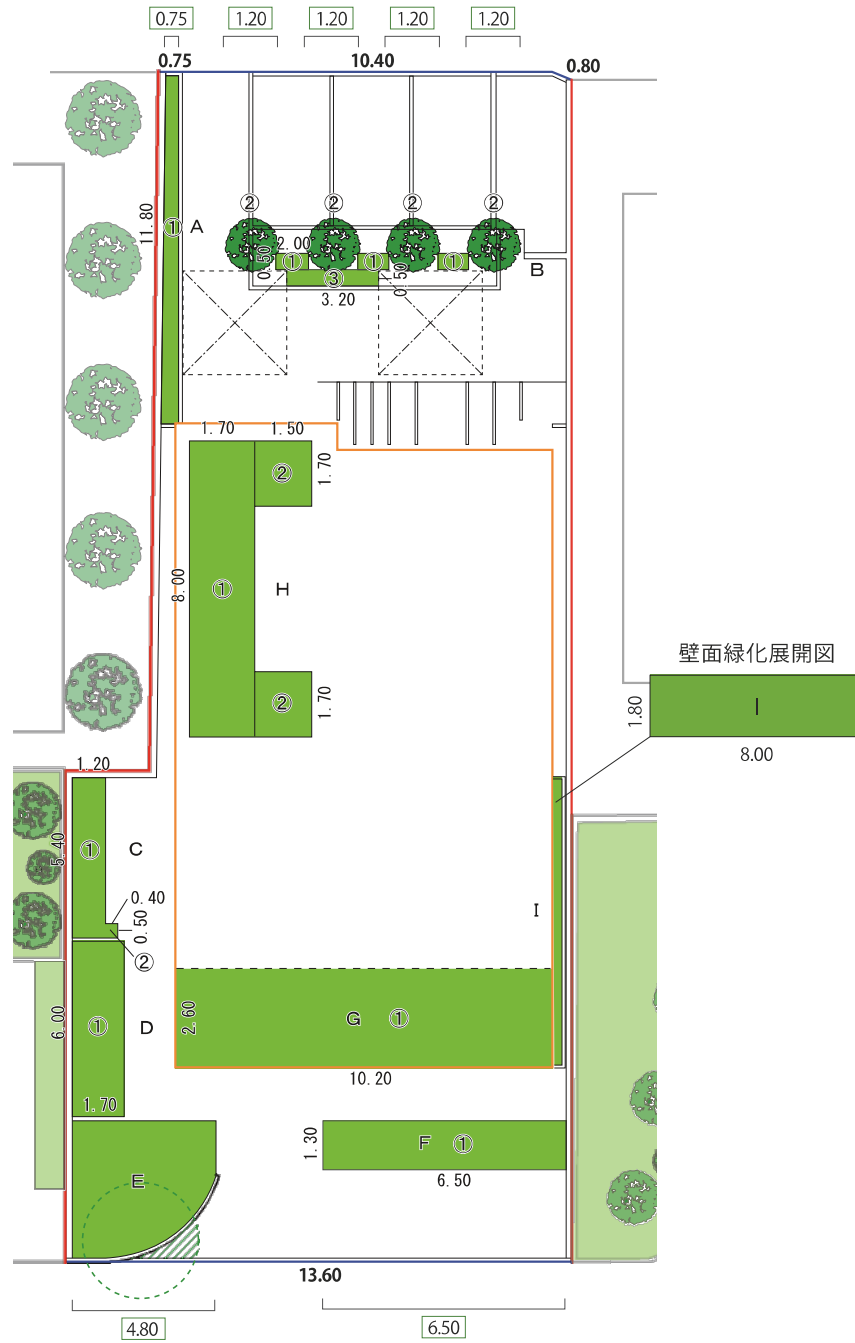
備考1 受付処理欄は、記入しないでください。

2 案内図、緑化計画平面図、緑化計画求積図、緑化計画断面図、植栽樹木一覧表、建物立面図、現況図面、現況写真等を添付すること。

伐採する予定の緑地を含む、計画前のすべての既存緑地の面積をご記入ください。

地被類の植栽数量は、鉢・m<sup>2</sup> どちらでご記入いただいても構いません。

# 緑化求積図



	数値	備考	適用
敷地面積	391.44㎡		
建築面積	168.64㎡	用途=共同住宅	1階の一部店舗
延べ床面積	990.00㎡		住宅共用部870㎡ 店舗120㎡
接道部長さ	24.80m	13.60+10.40+0.80	
基準接道部緑化延長	14.88m	24.80×60%	
計画接道部緑化延長	16.85m	>14.88m :OK	4.80+6.50+0.75+1.20×4
基準緑化面積	26.59㎡	11.74+14.85	391.44×0.03+990.00×0.015
計画緑化面積	131.10㎡	>26.59㎡ :OK	別紙緑化面積計算書参照
(うち既存緑地面積)	4.71㎡		(0.5×0.5×3.14)×2+1.0×1.0×3.14
屋上緑化対象面積	45.22㎡	>21.10㎡ :OK	(利用可能屋上面積) 105.50㎡×20%
地上への振替面積	0㎡		

敷地面積  
1,000㎡以上の場合、  
ご記入ください。

# 緑化面積計算書(例)、植栽樹木一覧表(例)

緑化面積計算書(例)

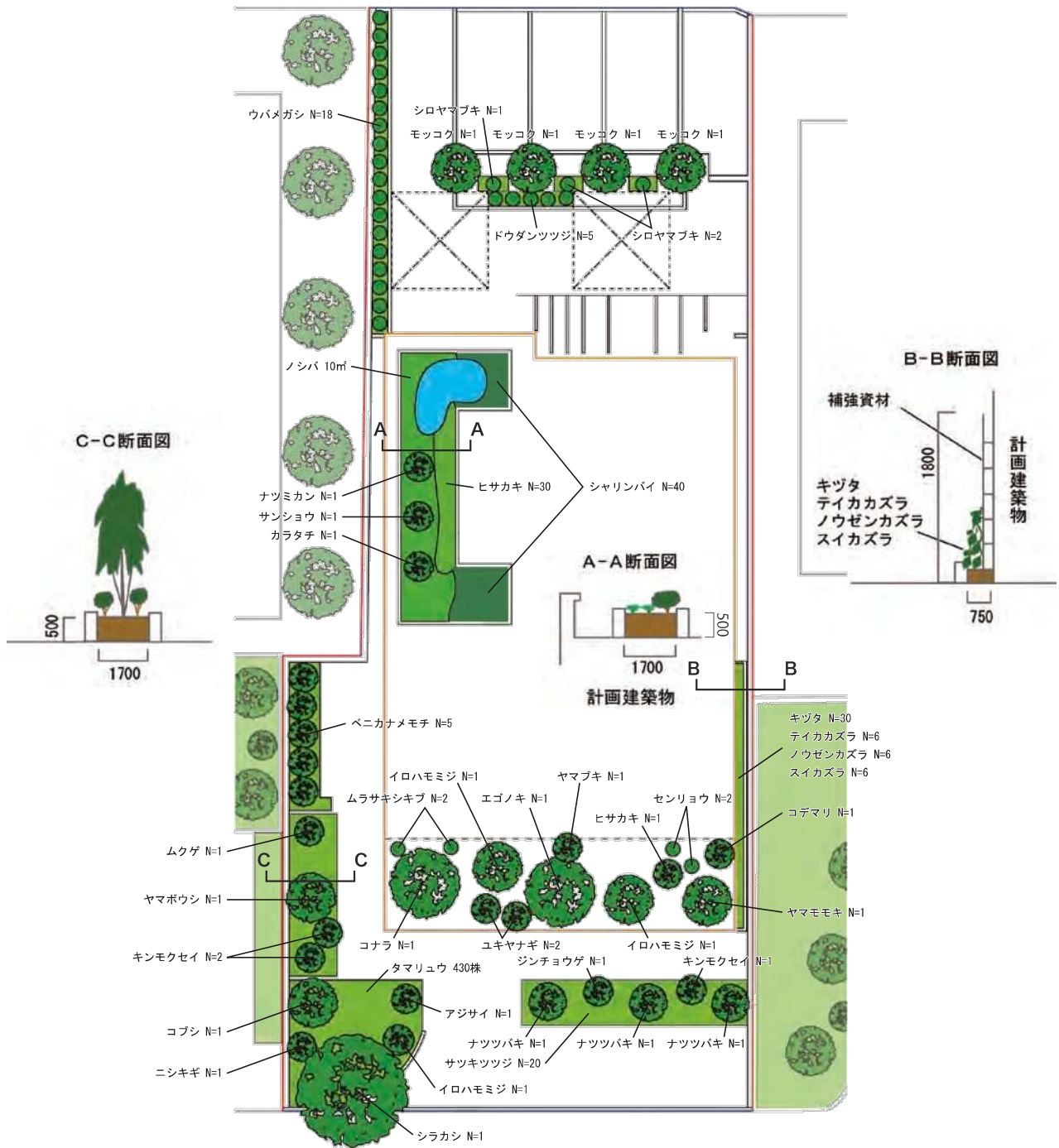
植込部位	記号	算式	結果	小計
A	1	11.8×0.75	8.85	8.85
B	1	2.0×0.50×3	3.00	9.12
	2	0.6×0.6×3.14×4	4.52	
	3	3.20×0.50	1.60	
C	1	5.40×1.20	6.48	6.68
	2	0.40×0.50	0.20	
D	1	6.00×1.70	10.20	10.20
E		CAD求積	24.66	24.66
F	1	6.50×1.30	8.45	8.45
G ベランダ	1	10.20×2.60	26.52	26.52
H 屋上	1	8.00×1.70	13.60	18.70
	2	1.70×1.50×2	5.10	
I 壁面		8.00×1.80	14.40	14.40
合 計				127.58

植栽樹木一覧表(例)

区分	樹種名	形状寸法(m)			数量	単位	摘要	
		H	C	W				
高木	常 緑	シラカシ	3.5	0.21	1.0	1	本	残存
		モッコク	3.0	-	1.2	4	本	
		ヤマモモ	3.0	0.12	0.6	1	本	
	落 葉	コナラ	3.0	0.10	0.6	1	本	
		イロハモミジ	3.0	0.18	1.0	3	本	残存、一部移植
		エゴノキ	3.0	0.12	0.8	1	本	
		コブシ	5.0	0.50	2.0	1	本	残存
		ナツツバキ	3.0	0.15	1.0	3	本	
ヤマボウシ	3.0	0.15	1.0	1	本			
小計					16	本		
中木	常 緑	ウバメガシ	2.0		0.6	18	本	
		キンモクセイ	2.5		0.8	3	本	
		ベニカナメモチ	1.8		0.4	5	本	
		ナツミカン	1.8		0.4	1	本	
	落 葉	ムクゲ	1.8		0.5	1	本	
		サンショウ	1.8		0.4	1	本	
		カラタチ	1.8		0.4	1	本	
	小計					30	本	
低木	常 緑	シャリンバイ	0.4		0.4	40	株	5株/m <sup>2</sup>
		ジンチョウゲ	0.5		0.4	1	株	
		ヒサカキ	0.5		0.3	31	株	6株/m <sup>2</sup>
	落 葉	アジサイ	0.5		3本立	1	株	
		コデマリ	0.5		3本立	1	株	
		ドウダンツツジ	0.6		0.3	5	株	
		ヤマブキ	0.5		3本立	1	株	
		シロヤマブキ	0.5		3本立	3	株	
		ニシキギ	0.6		0.4	1	株	
		ムラサキシキブ	0.5		0.3	2	株	
		ユキヤナギ	0.8		3本立	2	株	
センリョウ	0.4			2	株			
小計					90	株		
地被類	タマリユウ		5芽立	7.5 P	430	株	20株/m <sup>2</sup>	
	キツタ	L0.2	1本植	9.0 P	30	鉢	10鉢/m	
	スイカズラ	L0.3		9.0 P	6	鉢		
	テイカカズラ	L0.3		9.0 P	6	鉢		
	ノウゼンカズラ	L0.3		9.0 P	6	鉢		
	小計					478	鉢	
	ノシバ				10	m <sup>2</sup>		

Hは樹高、Cは地上1.2mにおける幹周、Wは葉張りを表します。

# 緑化計画平面図・断面図（例）

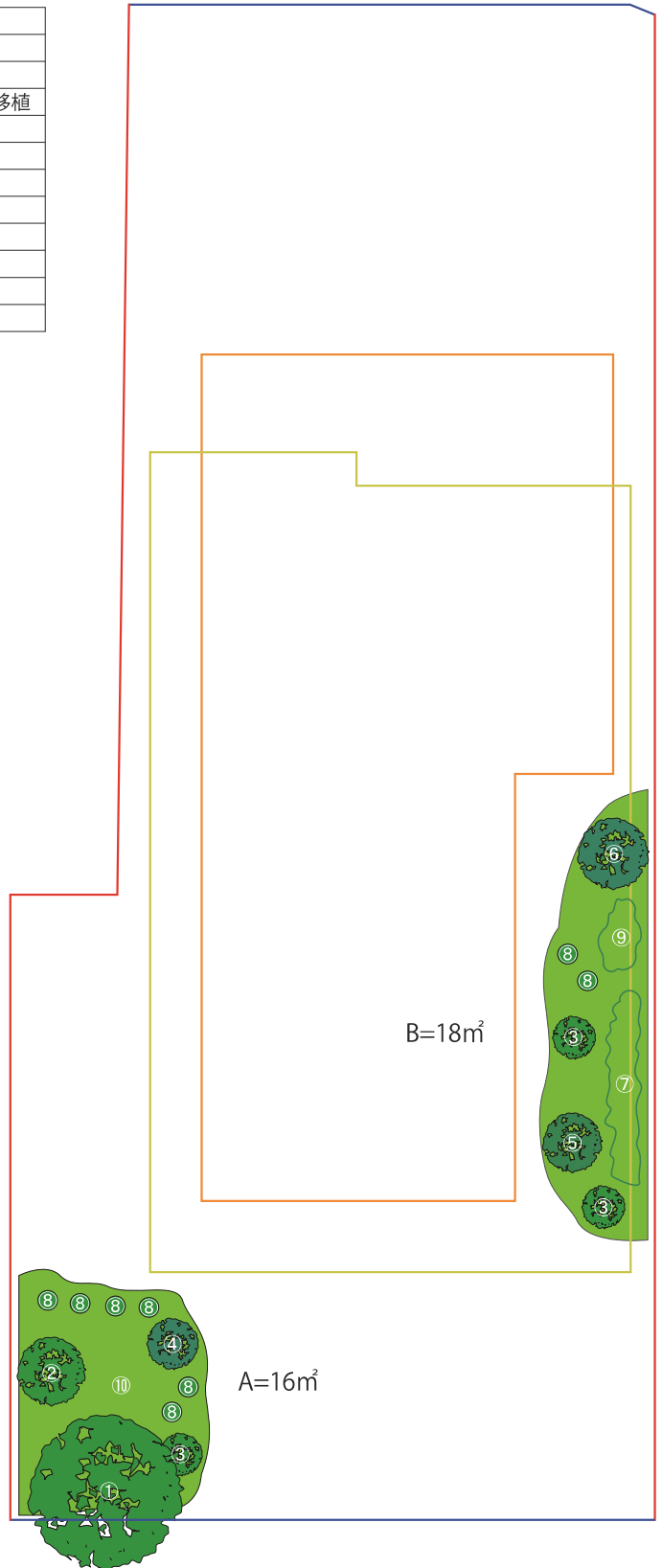


- 隣地境界線は赤、道路境界線は青、計画建築物は黄色の線で記入し、緑地樹木は緑、水面は水色で明示してください。
- 植栽樹木一覧表を平面図に挿入してもかまいません。
- 地上部の緑化平面図は、建物1階の平面図と兼ねてもかまいません。
- 縮尺は、内容が判別できる程度の適切な大きさで作成してください。
- 平面的な緑だけでなく、立体的な緑の量も確保できるよう、高木から低木までバランスよく配置してください。
- それぞれの植え込み地幅に合った形状寸法の樹木を植えてください。狭い場所に無理やり大きな木を植えても良好に育ちません。

# 既存緑地現況図（例）

区分	樹種名	形状寸法	数量	摘要
高木	1 シラカシ	H3.5 C0.21 W4.0	1	残存
	2 コブシ	H5.0 C0.5 W2.0	1	残存
	3 イロハモミジ	H3.0 C0.18 W1.0	3	残存、一部移植
	4 トウネズミモチ	H4.5 C0.45 W4.3	1	伐採
	5 マテバシイ	H5.0 C0.6 W3.0	1	伐採
	6 スダジイ	H5.0 C0.7 W4.5	1	伐採
	<b>小計</b>		<b>8</b>	
中低木	7 オオムラサキツツジ	H0.8 W0.6	6	伐採
	8 サザンカ	H1.0 W0.6	8	伐採
	9 サツキツツジ	H0.6 W0.5	3	伐採
	<b>小計</b>		<b>17</b>	

既存緑地面積  $A16+B18=34\text{m}^2$



- 既存建築物の範囲を**オレンジ**、計画建築物の範囲を**黄色**の線で明示してください。
- 状況に応じて、現況図と求積図は別々でもかまいません。
- 現存する樹木、緑地の位置と範囲を明示し、樹種、形状寸法および残存・移植・伐採の分類を記入した現況樹木一覧表を作成してください。
- 既存緑地面積は、そのままとり毎に求積してください（CADによる座標求積可）。



## 樹種の参考例

### 日当たりのよくない場所、日陰に強いもの

高木：イヌマキ、コウヤマキ、マテバシイ、モチノキ、モッコク

中低木：アオキ、アセビ、サカキ、ヒサカキ、サザンカ、ツバキ、ドウダンツツジ、イチイ、イヌツゲ、キャラボク、サンゴジュ、マンリョウ、センリョウ、ヒイラギモクセイ、サツキ、ニッコウヒバ、ヤツデ

### 湿気が多い場所に強いもの

高木：サンゴジュ、ヤナギ、コブシ、モミジバウ、ハンノキ、シラカバ、トチノキ、コウヤマキ、イヌマキ、イチジク

中低木：ナンテン、シモクレン、ヤマブキ、ヤツデ、アジサイ、ヒイラギナンテン

### 公害に強いもの

高木：クスノキ、ヤマモモ、モッコク、マテバシイ、イチョウ、ケヤキ、トウカエデ、サルスベリ、クヌギ、ユリノキ、アカシア、シラカシ、サンゴジュ

中低木：カナメモチ、ツバキ、ピラカンサ、イヌツゲ、イチイ、ウバメガシ、カイツカイブキ、サザンカ、レンギョウ、シャリンバイ、キンモクセイ

### 耐風性、耐寒性が強いもの

高木：クロマツ、オリーブ、ヤマボウシ

中低木：ウバメガシ、シャリンバイ、ヒサカキ、マサキ、ボケ、ニシキギ、ベニカナメモチ

### 生垣に適するもの

中低木：ツバキ、サザンカ、イヌマキ、カナメモチ、サンゴジュ、サカキ、ヒサカキ、ウバメガシ、マサキ、イチイ、キャラボク、ムクゲ、ヒイラギモクセイ

### 壁面緑化に適するつる性植物

登はん：ツルマサキ、テイカカズラ、スイカズラ、ナツツタ、ノウゼンカズラ、トケイソウ、フジ、キツタ、ムベ、ピラカンサ、カロライナジャスミン

下垂：ヘデラ類、コトネアスター、サネカズラ、ツルニチニチソウ

樹木の鉢径・植穴標準寸法表（単位はすべてcm）

区分	規格寸法	鉢径	鉢高	植穴径	植穴深さ	図
低木 中木	h=30	15	10	25	20	
	h=50	17	12	30	23	
	h=150	29	21	53	34	
	h=200	35	25	65	40	
中木 高木	c=9	30	22	66	30	
	c=15	41	28	79	37	
	c=20	50	35	92	45	
	c=30	70	47	118	58	
	c=45	98	65	154	78	

※hとは樹高、cとは幹周（地上1.2mにおける幹の周囲）のことを指します。

# 生物多様性緑化チェックリスト（記入例）

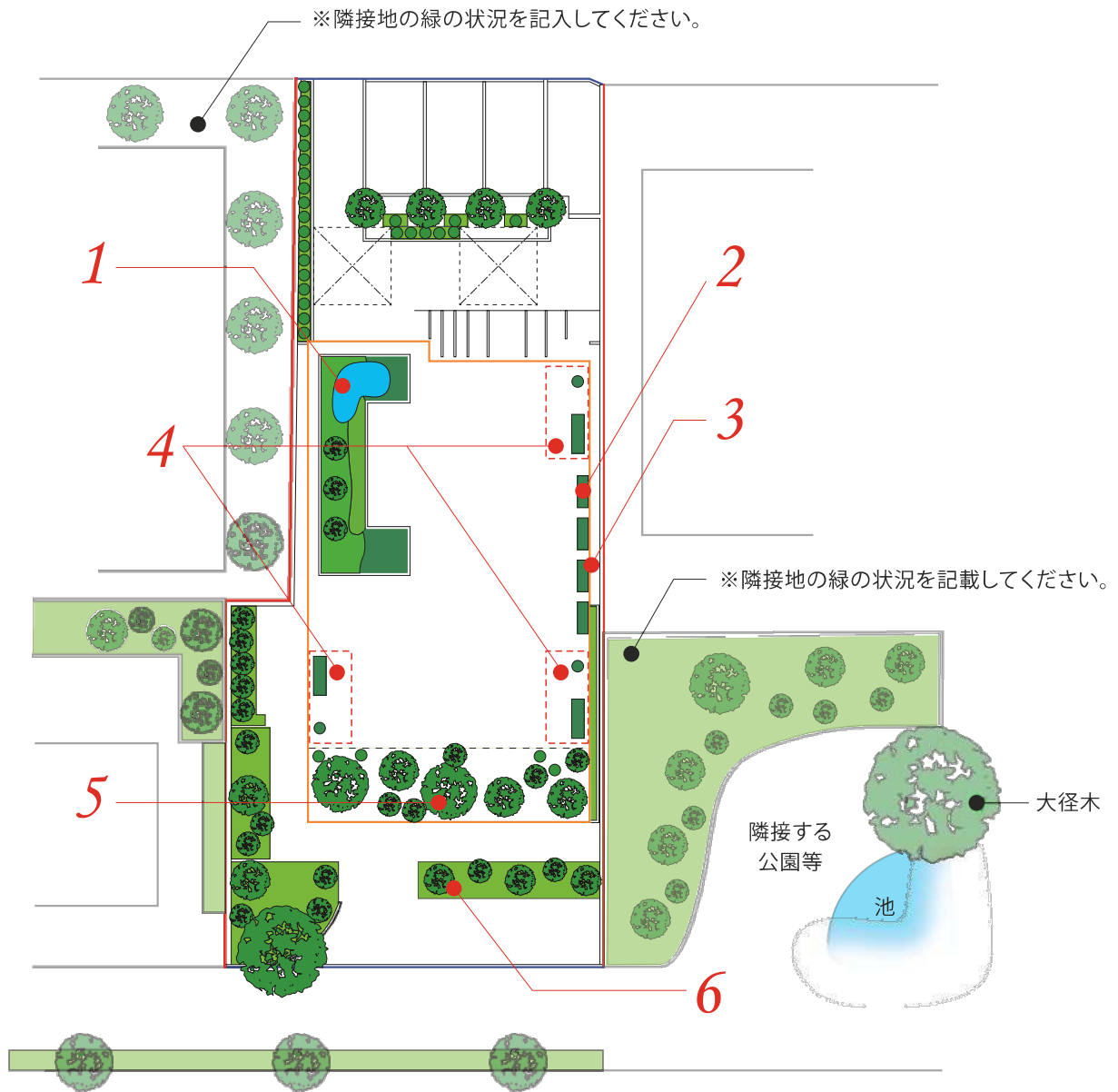
## 生物多様性緑化チェックリスト

<b>1 周辺の緑の状況</b>		
計画地周辺の緑の状況を調べて、当てはまるものにチェックを入れてください		
<input type="radio"/> 全体的に緑が多い <input type="radio"/> 隣接地に緑は少ないが少し離れたところには緑が多い <input type="radio"/> 全体的に緑が少ない <input checked="" type="radio"/> 上記のいずれでもない（具体的状況を記入する） 【公園に隣接する。】		
<b>2 目標種の設定【基準緑化面積500㎡以上の計画】</b>		
当てはまるものにチェックを入れてください		
<input checked="" type="radio"/> 生物多様性緑化ガイドで候補としている目標種を設定した 【種名：ナミアゲハ】 <input type="radio"/> 目標種は独自に設定した 【種名：】 <input type="radio"/> 目標種は設定していない		
<b>3 生物多様性に配慮した計画</b>		
生物多様性に配慮した計画について、当てはまるものにチェックを入れてください（複数選択可）		
<b>3-1 生きものを呼ぶための計画を実施する 手法1 手法2</b>		
<input checked="" type="checkbox"/> 緑地にチョウを呼ぶため花木や草花の植栽を計画している 【種名：アジサイ、ムクゲ、ナツミカン】 <input checked="" type="checkbox"/> 野鳥が好む実のなる樹を取り入れた植栽を計画している 【種名：エゴノキ、ムラサキシキブ、センリョウ】		
オプション	<input checked="" type="checkbox"/> 人の目につきやすい明るい接道部に緑地を計画している <input type="checkbox"/> 野鳥のための水浴び場、砂浴び場、巣箱、エサ台などの設置を計画している 【設置するもの：】	
	<input type="checkbox"/> 説明板の設置を計画している <input type="checkbox"/> その他の計画（具体的内容を記入する） 【】	
	<b>3-2 屋上、壁面、ベランダに生きものを呼ぶ計画を実施する 手法3</b>	
	<input checked="" type="checkbox"/> 野鳥や昆虫がやってくる植栽を計画している 【種名：テイカカズラ、スイカズラ、キツタ】 <input checked="" type="checkbox"/> 水辺を設置している（小規模可）	
オプション	<input type="checkbox"/> 石積みなどのエコスタック*の配置を計画している <input type="checkbox"/> 野鳥のための水浴び場、エサ台などの設置を計画している 【種名：】	
	<input type="checkbox"/> 説明板の設置を計画している <input type="checkbox"/> その他の計画（具体的内容を記入する） 【】	

※エコスタック：生きものを意図的に増やすことを目的として設置する仕掛け(装置)のうち、木の枝や石などを積み重ねたものをいう



# 生物多様性緑化計画平面図（例）：基準緑化面積500㎡未満



- 1 屋上に小規模の水辺を設置し、カキツバタやオモダカなどの抽水植物を植えた
- 2 隣接地沿いの屋上にプランターを設置し、キアゲハの食草となるニンジンやパセリを植えた
- 3 野鳥や昆虫がやってくる壁面緑化を行った  
アゲハの吸蜜▶テイカカズラ、ノウゼンカズラ 野鳥の採餌▶スイカズラの実、キツタの実
- 4 ナミアゲハを呼ぶため、食草となるナツミカン、サンショウそしてカラタチをベランダに植えた
- 5 エゴノキやコナラなど土地の植物（在来種）を植えた
- 6 道路に面してニシキギなど実のなる樹木やナツツバキなどの花の咲く樹木を植えた

## 参考目標種

港区エコロジカルネットワーク検討に用いた目標種です。ここにあげた目標種(4種および3類)は、あくまでも参考です。建築計画地周辺の状況や生物現況に沿った目標設定をしてください。

分類	種名 移動力	港区での生息環境	指標性	写真
鳥 類	<b>シジュウカラ</b> 	樹木、樹林地 緑の多い市街地 <b>【繁殖】</b> 概ね1ha以上の緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 声や姿で判別しやすい</li> <li>• 樹林を好む</li> <li>• 区内で広く見られる</li> </ul>	
	<b>カワセミ</b> 	樹林、水辺地 <b>【繁殖】</b> 赤土ののり面に巣穴を掘る	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 判別しやすい</li> <li>• 魚類等の生息する水辺環境</li> </ul>	
	サギ類のうち <b>コサギ</b> 	古川、運河、内陸部の池 <b>【繁殖】</b> 第六台場にコロニー(繁殖地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 足の指が黄色で判別しやすい</li> <li>• 池や海で見られる</li> </ul>	
両 生 類	<b>アズマ ヒキガエル</b> 	豊かな林床や 落ち葉が溜まっている 樹林地と水辺が一体の環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 港区の都心でもエサとなる 昆虫類が豊かな樹林地や 個人の庭に生息する</li> </ul>	



分類	種名 移動力	港区での生息環境	指標性	写 真
昆虫類	<b>トンボ類</b> 	樹林、草地、水辺地(池、プール) 生活史のステージにより 生活環境を変える <b>【繁殖】</b> 水辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 姿で判別しやすい</li> <li>• 区内で広く見られる</li> </ul>	
	<b>チョウ類</b> 	花壇、植え込みなどの植栽地 小規模な緑地でも誘致が可能 <b>【繁殖】</b> 花壇、小規模な緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 判別しやすい</li> <li>• 区内で広く見られる</li> </ul>	
	<b>バッタ類</b> 	草地 <b>【繁殖】</b> 小規模な草地でも繁殖可能	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 判別しやすい</li> <li>• 港区で減少している 草地の指標となる</li> </ul>	

※港区に生息する生きものについては「港区のみどりと生きもの2010」に詳しく記載されていますので、参考にしてください。  
「港区のみどりと生きもの2010」は、【区政資料室】・【各地区総合支所管理課】の窓口で販売しています。

# 港区みどりを守る条例および施行規則（抜粋）

## 港区条例第11号 港区みどりを守る条例（抜粋）

### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この条例は、港区におけるみどりの保全及び創出に関し、必要な事項を定めることにより、区民が豊かなみどりのもたらす恩恵を享受し、快適な生活を営むことができる環境の実現に資することを目的とする。

#### （定義）

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 区民 区内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。
- 二 事業者 区内で事業活動を行うものをいう。
- 三 みどり 樹木、樹林、生け垣、草花等の植物及び水、土壌、大気等の動植物の生息地又は生息地が一体となつて構成された自然環境をいう。

#### （区長の責務）

**第三条** 区長は、区民及び事業者と協働し、あらゆる施策を通じて、みどりの保全及び創出に努めなければならない。

2 区長は、みどりの保全及び創出に関する区民の提案及び意見について、施策に反映するよう努めなければならない。

#### （区民の義務）

**第四条** 区民は、自ら進んでみどりの保全及び創出に努めるとともに、区の施策に協力しなければならない。

#### （事業者の責務）

**第五条** 事業者は、事業活動を行うに当たつて、積極的にみどりの保全及び創出に努めるとともに、区の施策に協力しなければならない。

#### （その他のみどりの保全）

**第十六条** 区長、区民及び事業者は、保護樹木等以外の樹木等について、伐採等は極力避けるようその保全に努めなければならない。

2 区長、区民及び事業者は、水、土壌及び大気を良好な状態に保存するよう努めなければならない。

3 区長、区民及び事業者は、地下水及び湧水の涵養に努めなければならない。

4 区長、区民及び事業者は、斜面緑地（台地、丘陵地その他の起伏のある土地の斜面に形成された緑地で、自然環境が保全されているものをいう。）の保護に努めなければならない。

### 第三章 みどりの創出

#### （公共施設の緑化）

**第十七条** 区は、その設置し、又は管理する道路、河川、公園、公営住宅、学校、庁舎等（以下「公共施設」という。）について、区長が定める基準により、植樹するなどその緑化に努めなければならない。

2 国、地方公共団体等の機関は、その設置し、又は管理する公共施設について、前項の基準に準じてその緑化に努めなければならない。

#### （民間施設の緑化）

**第十八条** 区規則で定める面積以上の敷地を有する区民及び事業者は、その敷地に、区規則で定める基準により、樹木を植えるよう努めなければならない。

2 区長は、前項の基準を達成するため、区民及び事業者に対し、必要な助言又は勧告を行うことができる。

3 区長は、前項の勧告を受けた区民及び事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

付則（平成二十一年三月二五日常例代一〇号）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

# 港区みどりを守る条例および施行規則（抜粋）

## 港区規則第64号港区みどりを守る条例施行規則（抜粋）

### （公共及び民間施設の緑化）

**第十一条** 条例第十七条第一項に規定する区長が定める基準及び条例第十八条第一項に規定する区規則で定める基準は、別表のとおりとする。

- 2 条例第十八条第一項に規定する区規則で定める面積は、二百五十平方メートルとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、区、区民及び事業者は、区長が別に定める指針に基づき緑化に努めるものとする。

### （緑化計画書等の提出）

**第十二条** 条例第十八条第一項に規定するものが建築を計画するときは、あらかじめ緑化計画書を区長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定するものが同項の緑化計画書の内容を変更しようとするときは、緑化変更計画書を区長に提出しなければならない。
- 3 第一項に規定する緑化計画及び前項に規定する緑化変更計画は規則で定める緑化基準に適合しなければならない。
- 4 第一項に規定する緑化計画書を区長に提出したものは、当該緑化計画書の内容に従い、みどりの適切な維持管理に努めなければならない。

### （勧告）

**第十二条の二** 区長は、前条第三項に規定する緑化計画等の認定を受けないで建築を計画するもの又は認定を受けた緑化計画等の内容に違反若しくは計画を履行しないものに対し、緑化計画等の認定を受けるよう又は緑化計画等を履行するよう勧告するものとする。

### （公表）

**第十二条の三** 区長は、前条の規定による勧告を受けたものが、正当な理由なく当該勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、事実を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべきものにその理由を通知し、そのものが意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
- 3 第一項の規定による公表は、そのものの氏名及び住所（法人又は団体にあつては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、公表の理由及びその他必要な事項を港区役所前掲示場及び総合支所前掲示場に掲示して行うものとする。

### （緑化完了届）

**第十二条の四** 緑化計画等の認定を受けたものは、当該認定に基づく緑化が完了したときは、速やかに緑化完了届を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の届を受理したときは、緑化計画等の履行について職員に実地調査をさせるものとする。
- 3 区長は、前二項の規定により緑化が計画どおり実施されていると認めたときは、当該提出者に対し確認書を交付する。

### （伐採届）

**第十二条の五** 次の各号のいずれかに該当する樹木を伐採するものは、伐採届を区長に提出しなければならない。この場合において、樹木を伐採するものは、代替の植栽に努めるものとする。

- 一 地上一・二メートルの高さにおける幹の周囲が一・〇メートル以上の樹木
- 二 面積が百平方メートル以上の樹林
- 三 長さが二十メートル以上の生け垣

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、伐採届の提出を省略することができる。

- 一 災害等による緊急措置として行う場合
- 二 病虫害その他の理由による枯死の場合

3 区長は、必要があると認めるときは、樹木の伐採について職員に実地調査を行わせ、並びに指導及び助言を行わせることができる。

付 則（平成二十一年三月二五日条例代一一号）

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、平成二十八年二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に区長に提出された緑化計画書及び緑化変更計画書に係る緑化基準については、なお従前の例による。



## 別表（第11条関係）

### （緑化の基準）

#### 第1 緑化の基準

緑化の基準は、次の基準によるものとする。

1 緑化面積の基準、2 地上部の緑化基準、3 屋上の緑化基準、4 接道部の緑化基準、5 植栽本数の基準、6 緑化面積の算定基準、7 公共施設の緑化基準とする。

#### 第2 緑化面積の基準

以下の式により算出した面積を基準緑化面積とする。

基準緑化面積＝基準緑化面積A＋基準緑化面積B

基準緑化面積A＝敷地面積×緑化率a

基準緑化面積B＝延べ床面積×緑化率b

#### 緑化率 a

敷地面積 (㎡)	緑化率 a
1,000未満	3%
1,000以上3,000未満	4%
3,000以上5,000未満	6%
5,000以上10,000未満	8%
10,000以上30,000未満	10%
30,000以上	12%

#### 緑化率 b

建物用途	緑化率 b
事務所、店舗、工場、学校、庁舎等その他業務系施設	2.5%
住宅、その他住宅系施設及び敷地面積1,000㎡未満の業務系施設	1.5%

#### 第3 地上部の緑化基準

- 1 基準緑化面積は、地上部で確保することを原則とする。
- 2 地上部の緑化は、接道部に重点を置いて行うものとする。
- 3 基準緑化面積の1/2以上の面積を地上部の樹木等による緑化で確保すること。この場合において、地上から15m以下で確保する道路から視認できる壁面、ベランダ等の緑化面積は、地上部の樹木等による緑化面積に算入することができる。

#### 第4 屋上の緑化基準

- 1 敷地面積1,000㎡以上の建築計画では、利用可能な屋上の2割を樹木、地被植物等で緑化すること。
- 2 屋上で屋上の緑化基準の達成が困難な場合には、地上部の同一面積について、樹木の植栽による緑化をもつて代えることができる。

#### 第5 接道部の緑化基準

- 1 接道部の緑化については、接道部長さに下表の接道部緑化率を乗じて得た数値を基準接道部緑化延長とする。ただし、通行の便その他の事情により接道部の緑化に支障があると認められる場合は、この限りでない。
- 2 接道部の緑化については、塀、ネット、フェンス等は極力避け、生け垣等を設置するものとする。

- 3 接道部の緑化は、高木（植栽時の樹高3m以上の樹木）又は中木（植栽時の樹高1.5m以上3m未満の樹木）で基準接道部緑化延長の3割以上を緑化し、その他の部分を低木若しくは地被植物の植栽又はツル植物等による壁面緑化を行うこと。
- 4 植栽基盤の有効幅は、高木80cm以上、中木60cm以上、低木40cm以上、地被植物30cm以上を標準とする。

基準接道部緑化延長＝接道部長さ×接道部緑化率

接道部緑化率表

施設別	敷地面積 (㎡)				
	1,000未満	1,000以上 3,000未満	3,000以上 10,000未満	10,000以上 30,000未満	30,000以上
住宅	6/10		7/10		8/10
事務所店舗 工場	3/10	5/10	6/10	7/10	
学校 庁舎等	6/10	7/10		8/10	
屋外運動競技施設 処理場	7/10			8/10	
その他	3/10	6/10		7/10	

## 第6 植栽本数の基準

- 1 植栽本数の基準は、基準緑化面積15㎡当たり高木（植栽時の樹高3m以上の樹木）1本と中木（植栽時の樹高1.5m以上3m未満の樹木）5本とする。また、植栽地の緑被率が5割以上となるよう低木（植栽時の樹高0.3m以上1.5m未満の樹木）を植栽すること。
- 2 緑化する樹木の形状寸法や敷地の形状等により、この割合による植栽を行うことに支障があると認められる場合は、この基準によらないことができる。

## 第7 緑化面積の算定基準

- 1 緑化面積は、次に掲げる面積とする。
- (1) 樹木等で覆われた植栽基盤（縁石等で囲まれた緑地帯、芝生等の面積をいう。）の面積並びに単独で植栽された樹木及び既存樹木の樹冠で覆われた土地の面積
  - (2) 緑地と一体的に整備された自然形態の池沼及び水面の水平投影面積
  - (3) その他区長が認める空間の面積
- 2 緑化面積の算定対象と算入率
- (1) 次の既存の樹木等を残す場合は、基準緑化面積の50%を上限として、その面積に2を乗じた面積を緑化面積に算入することができる。
    - ア 地上1.2mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上の樹木
    - イ 面積が100㎡以上の一群の樹林
    - ウ 長さ20m以上の生け垣
  - (2) 屋上、ベランダ等を緑化する場合で、土壌厚が30cm未満の場合は、その面積の3/4の面積を緑化面積に算入する。ただし、その緑化に当たり、十分な

日照を確保し、かん水設備等を設けた場合は、その面積の全てを緑化面積に算入することができる。

- (3) 屋上、ベランダ等を緑化する場合で、セダム、コケなど樹木に比べ環境改善効果が低い植物で緑化する場合は、その面積の1/2の面積を緑化面積に算入する。
- (4) 地上部の地被植物による緑化面積は、基準緑化面積の2割を限度に基準緑化面積に算入する。
- (5) 壁面緑化の面積は、その面積の1/2の面積を緑化面積に算入する。ただし、その壁面を緑化するに当たり、かん水設備等を設け、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合は、その面積の全てを緑化面積に算入することができる。
  - ア 十分な日照を確保できる公開性の高い空地に面して緑化したとき。
  - イ 接道部緑化をしたとき。

#### 第8 公共施設の緑化基準

道路及び公園等の公共施設の緑化基準については、下表のとおりとする。

施設の種類	緑化の基準
道路	1 歩道の幅員が2.5m以上の道路については、道路の区分又は状況に応じて、街路樹及び植樹帯又はそのいずれかを設ける。 2 歩道の幅員が2.5m未満の道路については、可能な限り植樹する。
公園等	1 児童遊園、街区公園又は運動公園については、敷地面積の10分の3以上の面積を緑化する。 2 1以外の公園等については、敷地面積の10分の5以上の面積を緑化する。 3 緑地については、敷地面積の10分の8以上の面積を緑化する。



## 港区緑化計画書の手引き

平成30年(2018年)3月発行 / 発行番号 29348-5611

発行:港区 環境リサイクル支援部 環境課

東京都港区芝公園1-5-25

電話03-3578-2111 内線2330~2331

「港区緑化計画書の手引き」は、港区ホームページからダウンロードできます。

ホーム▶環境・まちづくり▶環境▶都市緑化・自然環境▶緑化計画書



区の木 ハナミズキ



区の花 アジサイ



区の花 バラ



FSC森林認証取得用紙

植物油インク使用